

正義を求めて 人身取引被害者の闘い

語り: ゴン、オウ、ダオ、ブック、ユン、エイ、ネアン、ニー

編集: ナパーモン・ルンヴィトゥン

発行: Live Our Lives (LOL) 及び女性財団 (FFW)

正義を求めて 人身取引被害者の闘い

語り:ゴン、オウ、ダオ、プック、ユン、エイ、ネアン、ニー
編集:ナパーモン・ルンヴィトゥン

正義を求めて
人身取引被害者の闘い

語り： ゴン、オウ、ダオ、プック、ユン、エイ、ネアン、ニー

編集： ナパーモン・ルンヴィトゥン

編集部： シヤナンシダー・ジャンタセアン マッタナー・シェタミー
 ランシマー・リンピサワット シリポーン・スクロバネック
 ウサー・ルアトシーサンタット

表紙・イラスト： シリシャナー・サワーンネート

表紙・レイアウトデザイン： モノグラフィック 電話／ファックス：02-931-4330

印刷： October Print 印刷所

電話：02-996-7792～4 ファックス：02-996-7395

octoberprint50@yahoo.com

第1刷： 2012年6月

冊数： 1,000冊

発行者： Live Our Lives(LOL)及び女性財団(FFW)

295 Charansanitwong 62, Bangplad, Bangkok 10700, Thailand

電話：02-433-5149, 02-435-1246

ファックス：02-434-6774

info@womenthai.org, www.womenthai.org

翻訳及び出版：

国際協力機構(JICA) 技術協力プロジェクト

「タイ国 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」

日本語訳： ワラポーン・ピルーンサワン

日本語訳監修： 百生 詩緒子 上田 雅子

ISBN: 978-616-91114-2-9

目次

	ページ
序文	5
Live Our Lives (LOL) メンバーからのメッセージ	7
1. 海外での経験(日本、イタリア、バーレーン)	9
2. 正義を求めて	16
3. 判決後の人生	28
4. 提言	36
付属資料:	
1. Live Our Lives の紹介	42
2. 活動写真	45
3. 人身取引被害者支援を実施するタイ政府機関及び 民間団体一覧	47
4. 女性財団及び LOL の出版物	53
5. 女性財団の紹介	55

序文

「正義を求めて 人身取引被害者の闘い」は、過去に国境を超えた人身取引の被害に遭ったタイ人女性たちによる加害者訴追の経験を記録したものです。タイに帰還後、自分たちを騙して搾取した加害者に自分たちが被った身体的・心理的ダメージを償わせるために、加害者を告訴し法廷の場で闘ってきました。彼女たちが受けた身体的・心理的ダメージは大きく、現在に至るまで、彼女たちの家族との再統合、さらには故郷への社会復帰を妨げています。

人身取引被害者が正義を求めることは、容易なことではありません。なぜなら、彼女たちはまず海外で売春を強要された経験と自分自身を受入れ、さらに、家族や地域、社会の人々が売春に対して抱く偏見も克服しなければならないからです。タイでは、人身取引に関わる法令が改正され、2008年に人身取引対策法が制定されました。同法令に基づき、首相を委員長とする政策決定委員会と副首相を委員長とする実行委員会が設置され、また、人身取引被害者支援を目的とする人身取引対策基金が設置されています。さらに、同法令は、警察や関係する政府機関が人身取引の防止と取締りに責任を持って当たること、と定めています。毎年、政府機関は、同法令の制定を祝うイベントを開催しています。タイではこの様に人身取引を本格的に取締り防止するための法律、基金、責任機関の体制が整っていますが、米国政府国務省が発行する人身取引報告書では、未だに監視対象国となっています。

人身取引の防止と取締りにおける重要な課題は、加害者の訴追と被害者にとって正当な法の執行がされることです。人身取引被害者による被害者支援グループ Live Our Lives (LOL) のメンバーは、正義を求める過程で、様々な障害や政府機関の支援担当官による否定的な態度に直面してきました。こういった障害や支援担当官による否定的な態度は、支援の中心となるべき被害者のエンパワメントに資するものではありません。メンバーの経験は、訴訟プロセスが進展を見せずに長期化してしまうことや、判決が下っても刑が執行されずに時間だけが過ぎてしまう、といった問題も浮き彫りにしています。

人身取引被害者に対して支援を行う民間団体の一つである女性財団は、LOL の結成を支援しました。この本を通して、関係者や関心のある皆さんの間で、加害者訴追の過程で被害者が直面する障害や政府機関による支援の課題について、理解が深まることを期待しています。それによって、政府機関による支援の仕方や担当官の態度が改善され、訴訟プロセスが迅速に行われ、被害者が家族との暮らしを再開し、社会復帰が促されることを望みます。

最後に、他の女性への教訓として、正義を求めて闘った経験を共有してくれたゴンさん、オウさん、ダオさん、プックさん、ユンさん、エイさん、ネアンさん、ニーさんに深く感謝します。また、編集をしてくださったナパーモン・ルンヴィットウンさん、「正義を求めて 人身取引被害者の闘い」の出版を後

援して下さった国際協力機構(JICA)に、女性財団を代表して深く御礼申し上げます。

シリポーン・スクロバネック

女性財団 会長

Live Our Lives (LOL) メンバーからのメッセージ

私たちは、この本の中で人身取引被害者としての自らの経験を語った Live Our Lives (LOL) のメンバーです。LOL は、人身取引被害者同士がお互い支え合い、心の傷を癒し、支援し合うために結成されました。私たちは、私たちが騙し、搾取した加害者を告訴し闘ってきました。人身取引による身体的・心理的な傷は大きなもので、未だに私たちが家族との生活を再開し、社会復帰することを妨げています。

正義を求めるといことは非常に困難なことです。私たちは、私たちを取り囲む全てと闘わなければなりません。自分自身とも、家族とも、私たちに偏見を持つ地域社会とも闘わなければなりません。多くの人は、私たちのような人身取引被害者は愚かな人たちだという先入観で判断します。タイに帰還し、お金もない中で、自分自身の権利を守るために正義を求め闘うことは、とても大変なことです。私たちは、法律がより効果的に執行され、加害者を処罰し、人身取引を防止し、取り締まることを切に願っています。

私たちは、訴訟プロセスの始まりから終わりまで、お互いの感情や問題を共有し支え合ってきました。訴訟プロセスの過程での辛い経験や人身取引被害者を保護すべきはずの政府機関担当官からの否定的な態度は、私たちの士気を削ぐものでした。辛い訴訟プロセスを経験する中で、私たちの中には、人身取引の被害に遭った女性がよりよい生活を求めるのは間違っているのかと感じた者もいます。また、いつになったら、明るい人生を歩むことが出来るのかと嘆いたメンバーもいます。

終わりの見えない長期化する訴訟プロセスの中で、私たち恵まれない女性は、正義とは実態を伴わない文字に過ぎないと感じています。私たちの様な貧乏人は、自分たちで模索して、裁判から何が得られるか分からないまま、我慢して待ち続けなければなりません。裁判所で判決が下された後でも、私たちは問い続けています。

正義とは何か、誰か知っているの？

例を挙げて、教えてほしい

裁判所の審理の結果、手に入れたのは 2 枚の紙だけ

ブローカーはまだ自由の身のまま

正義とは何か、知りたい

世の中に存在するの？

それとも、それは判決文が書かれた紙のこと？

それで終わりなのかしら

長く孤独で希望の見えない闘いを経て、私たちは、正義とはお金持ちのためだけに存在するのではないかと思わずにいられません。それでも、この本に綴られている私たちの経験から、人身取引の防止と取締りに関わる人たちが、被害者が正義を求めらる中で直面する問題や困難を認識し、取り除き、人身取引の被害に遭った私たちのような女性が公正に扱われるようになることを期待しています。

**教育がなくても、私たちは闘い続ける
正義があることを世の中に知らせたい
力が尽きても、友人に寄り添ってもらおう
心待ちにした日まで遠くないと信じている**

ゴン、オウ、ダオ、プック、ユン、エイ、ネアン、ニー
LOL メンバー

第1章 海外での経験

1.1 日本での経験

日本では売春は違法ですが、タイ国外務省領事局によると、日本で売春しているタイ人女性は少なくとも約 6,000 人いると言われていています。このうち、ほとんどが不法に入国した人たちです。司法で加害者を訴追することができず、かつ、売春ビジネスから利益を得る人たちがいる限り、この数字は増え続けていきます。ナーの経験は多くのタイ人が「海外で働く」ことを夢見て砕けた現実を語る小さな声に過ぎません。人身取引被害者となった瞬間、何百人何千人のタイ人女性の夢が悪夢に変わるのです。

ナーは 2000 年に、近所の幼馴染みから誘いを受けて、日本へ働きに行く決心をしました。日本のレストランで働くという仕事で、月給 4 万バーツもらえると言われていました。それだけ収入があれば、貯金もでき、二人の娘を養うことができます。幼馴染みを信用していましたし、経済的な理由から、ナーは家族を残して、よりよい将来のために日本へ行く決心をしました。彼女は 4 万バーツの手数料を払うために借金をしました。手数料を払った後に、借用書を結ばなければなりません。借用書には 16 万バーツ借金したと記されており、それは彼女が契約を破棄しないようにするための保証だと言われました。

ナーは 2000 年 3 月に日本に入国しました。彼女は売春を強いられ、128 万バーツの借金を返さなければなりません。彼女は苦しみながら、働いていました。ブローカーはナーの母親には彼女が日本で楽しく仕事をしているという話を聞かせていました。母親から電話がかかってくる時も、ナーの隣に見張りの人がついていて、いいことばかりを言わせられました。ナーは毎日売春させられ、生理の日も働かなければなりません。お客さんに生理中であることが気づかれないように、タンポンを使いました。そうでもしなければ、罰金を科せられました。

5 ヶ月が過ぎました。ナーは借金がなくなったというのに、自分が他の売春宿に転売されるという話を耳にしました。ブローカーは、自分のことを人間ではなく、単なる商品であるかのように話していました。ナーはもう一人の友人と一緒に逃げようと決心しました。幸いなことに、日本に住んでいるタイ人男性に手伝ってもらえることになりました。ナーは逃げることができましたが、ナーの友人は逮捕されてしまいました。脱出を手伝ってくれたタイ人男性が誤って見張りの人を殺してしまったからです。殺された人の夫が警察に通報し、事件になりました。ナーは 2000 年 7 月 27 日から 9 月 6 日まで、41 日間拘留されました。その後、事件と無関係だという理由で釈放となりましたが、ナーの友人は懲役を言い渡されました。ナーは 2000 年 9 月 6 日にタイに帰国しました。

あれから 10 年が過ぎましたが、人間として扱ってもらえなかった経験からくる心の傷は、未だに残

っています。海外で働くことによって得られると思っていたお金を手にすることなく、ナーは無一文で故郷に戻りました。しかし、地獄から脱出できたことに安堵しています。彼女と友人をひどい目に遭わせた人たちに償ってもらいたい気持ちで一杯です。

1.2 イタリアでの経験

イタリアは欧州の中でも観光客が多く訪れ、多くのタイ人が憧れる国の一つです。ネアンは東北地方の出身です。多くのタイ人女性と同じように、ネアンは家族の世話をしなければならず、苦勞していました。一番目の夫との間にできた子どもが5人、2番目の夫とできた子どもが3人いました。ネアンの夫は椎間板ヘルニアのため、片足が麻痺しており、普通に働くことができませんでした。ネアン一人に負担がかかっていた。

ある日、夫の親戚であるジョイから、イタリアのレストランで働かないかという誘いを受けました。たった1年間で、お金をたくさん稼げて貯金もできると言われました。さらに、ジョイは渡航費用の60万バーツを立て替えてくれると申し出てくれました。イタリアではたくさん給料がもらえるので、一ヶ月働けば十分返せる金額だと説明されました。

ネアンはその時、親戚だから騙したりしないだろうと、ジョイのことを信用しきっていました。自分は今もう若くないから、まさか売春の仕事などさせられたりしないだろうとっていました。1年間だけ家族を残してイタリアに行けば、お金を稼げるし、生活もよくなるし、以前のように苦勞しなくてもいいと希望を持ちました。ネアンは近所の人々が海外で働いて、実家にたくさん仕送りをし、そのお金で大きな家を建ててきたことを目にしていたので、ネアンはジョイの申し出を受け入れました。

ダオという近所の女性もネアンと同じ決心をしていました。ダオは貧乏な家庭の出身で、バンコクの工場で働いていました。ある日、母親から電話がかかってきて、「海外に連れて行ってくれる人がいる。前金を払わなくてもいいし、月給10万バーツぐらいもらえるらしい。おまえに行ってもらって、過去の家の借金を返したい」と言われました。ダオは母親の頼みを受けて、海外に行く決心をしました。

渡航する前に、ネアンは夫の母親から水牛を借り、それを売って2万バーツの現金を手に入れました。さらに、自分の貯金を1万バーツ以上使って、パスポートを作ったり、スーツケースや必需品を買ったりしました。ビザと航空券の手配をしてくれたブローカーに、ネアンの借金が60万バーツになったと言われました。借用書もありませんでした。ダオも明細が分からないまま、ネアンと同じ額の借金があると言われました。

ネアンとダオは渡航手続きに関しては、ほとんど何もしませんでした。ジョイはある旅行代理店に

渡航関係書類の準備と手続きを任せていました。渡航を決めてから、一か月後の 2006 年 6 月 2 日に、二人はフランスに到着した後、車でイタリアへ向かいました。イタリアに着いた時、ジョイが言っていたレストランはありませんでした。到着先は、普通のアパートで、それが売春宿だったのです。そこで、二人は売春を強いられました。警察に捕まるから外出するなど脅されました。二人はイタリアのどの辺りにいるのか、それすらも知る由がありませんでした。

イタリアに着いてから 6 日後に、ネアンとダオが働いていた売春宿にイタリア警察の強制捜査が入りました。ネアンとダオと複数のタイ人女性が救出されました。彼女たちは保護され、シェルターに入りました。ネアンの話によると、タイへ送還されるまでの間、何人かのタイ人女性が再び売春宿に戻りたくて、シェルターから脱出しようとしたそうです。売春関係者の車が外で待機していたそうです。

一ヶ月以上経って、ダオがイタリアにある国際移住機関(IOM)の支援を受けて、タイに帰国しました。ネアンは 3 ヶ月間イタリアのシェルターに滞在した後、タイに帰国しました。

イタリアはタイ人が同じタイ人女性を騙して売春を強いることが多い国の一つです。ネアンとダオの他にも、たくさんのタイ人女性の人身取引被害者がいました。

ノックユンもそのひとりです。ノックユンは子どもが 4 人いる未亡人で、夫がつくった借金を抱えていました。一人で子どもの世話もしなければならぬ状況の中、2006 年に誘いを受けて、海外で働く決心をしました。

誘った人はローズという近所に住む人でした。イタリアへ行って、皿洗いとパパイヤの収穫作業をすれば、数ヶ月間で 10 万バートの収入を得られると言われました。ローズは地元でよく知られていて、タンボン自治体¹の元執行委員長でした。お金持ちで、地元の人たちに尊敬されていました。ノックユンはローズに騙されることはないだろうと信用していました。

ローズは自分の弟の奥さんのチュアンも騙しました。

チュアンは義理の姉のローズからイタリアの売店で働かないかと誘われました。費用はローズが全部立て替えてくれるとのことでした。チュアンは子どもの将来のためにお金を貯めたいと考えていたので、1~2 年働いて、お金を貯めてから、タイに戻って子どもと一緒に暮らそうと思いました。

ローズの誘いを受け、もう一人騙されたのはグロイです。グロイもローズの親戚の一人でした。グロイの夫は、ローズがイタリアに行ってタイに戻る度に、お寺に多額の寄付をするのを見てまし

¹ タイの地方の行政区分は、大まかに県とその下の郡に分かれており、郡の下に位置するのがタンボン自治体です。タンボン自治体の執行委員長は住民によって選出されます。

た。そのため、ローズと彼女の夫が人身取引のブローカーであることを知らずに、グロイの海外行きをローズに託したのです。

ノックン、チュアンとグロイはイタリアに着いてから、生き地獄を経験しました。生理の日でも休む暇もなく、売春を強いられました。妊娠したら、中絶を強要されました。2 日休んでから、また売春を強いられ、休んだ日の賃金もカットされました。ノックンはイタリアでの生活は奴隷生活のようだったと語っています。グロイも絶望していました。タイにいる子どもと夫に「私が死んだり、行方不明になったりして、私の死体がどこかに持って行かれても、全部ローズ叔母さんのせいだと覚えておいてね。あの人をいい人だと思ひ込まないで。タイにいるときは天使のようだけど、外国にいるときのあの方は悪魔よ」と手紙に書きました。

ある日、グロイの借金は 50 万バーツになっていると言われました。見張りの人に「働かない奴は飯を食べるな」「お前には何も出来やしない。帰りたくても帰れない」と馬鹿にされました。グロイはこの売春宿のオーナーが警察をよく知っていて、コネがある人だと知りました。そのため、逃げる勇気が出ませんでした。誰かに助けてもらえるよう祈るばかりでした。グロイは、親戚のローズはイタリアにいと別人のように豹変したと語っています。「あの社会では皆が仮面を被って付き合っている」。グロイはローズと絶縁したいと心底思いました。

チュアンはタイにいる夫と連絡をとろうとしました。しかし、ローズが遮り、チュアンの夫に、チュアンが泣いている理由はイタリアに来てよかったという嬉し泣きだと嘘をつきました。チュアンは売春宿に 100 万バーツの借金があるから、宿から出ずに朝 9 時から夜の 10 時まで働かなければならないと言われました。パスポートも取り上げられました。

ノックンとチュアンとグロイは 2006 年 2 月にイタリアに行きましたが、4 ヶ月経たないうちに、警察が彼女たちのいる売春宿の強制捜査に入りました。

ノックンとチュアンとグロイは不法入国罪で逮捕され、ローマにある保護センターへ送られ、3 ヶ月後の 2006 年 8 月にタイに送還されました。グロイによると、タイに帰国する当日にいたっても、ブローカーが売春宿に戻るよう迎えの車をよこし、タイに戻るなど脅したといひます。グロイはタイに帰国できる前に殺されてしまうのではないかと恐怖心でいっぱいだったといひます。

チュアンによると、ローマのシェルターにいる間も、ローズが売春に戻りたいタイ人女性を迎えるために、車を送ってきたといひます。

チュアンがタイに帰国した後も、地元の人たちが自分の娘や家族に海外での仕事を見つけてくれるように、あるいはローズに連絡をとってくれるように、チュアンに頼んできました。チュアンは地元

の人に実際に起こったことを語る勇気がありませんでした。

一方、ローズは、ノックユンが自分を逮捕するように警察に通報したと地元の人たちに言いふらしたため、ノックユンは地元の人たちから爪弾きにされてしまいました。

イタリアでは、売春自体は違法ではありませんが、18歳未満の未成年を買春することと売春宿の営業は違法です。国際移住機構(IOM)イタリア事務所は被害者への支援を行っており、シェルターの運営や支援金の支給も行っています。ダオは、イタリアのIOMから、帰国するための航空券代と400ユーロ(約19,200バーツ)の支援金を受けました。

1.3 バーレーンでの経験

バーレーンでは、千人以上のタイ人女性が売春婦として働いています。バーレーンは、他のアラブ諸国に比べて宗教的規制が緩やかで、観光客を誘致しようとする政策があります。バーレーンでは売春は違法ですが、タイ人はビザなしでバーレーンに入国でき30日間滞在できます。そして、多くのタイ人がバーレーンへ出稼ぎに行っており、その中には騙されて売春を強いられる人もいます。バーレーンで働いているタイ人女性は任意で売春していると見られがちなので、騙されて行った女性が不当な扱いを受けることが多いのが現状です。

フォンは比較的裕福な家庭で生まれ育ち、高い教育を受けた女性です。自営業をやっていて、ある程度の収入を得ていました。ある日、一緒に商売をやっている友人ゲオからバーレーンで商売をやらないかと誘いを受けました。フォンは、2008年2月に初めてバーレーンに行きましたが、特に問題はなくうまく運びました。友人から騙されるなんて考えたこともありませんでした。そして、ゲオから2回目の誘いを受けた時、フォンは迷うことなく、2008年10月に再びバーレーンに行きました。

ところが、2回目は1回目と状況が全く異なりました。フォンは監禁されて、売春を強いられたのです。精神状態がおかしくなるような状況の中で、4ヶ月間売春を強要されました。そして、2009年1月に、フォンは脱出することに成功しました。彼女はタクシーに乗ってタイ大使館に行きました。たまたまタクシードライバーがタイ人だったため、助けられました。大使館での生活は不自由で快適ではありませんでした。大使館での滞在費用は自己負担でしたが、生き地獄から抜け出せたことに感謝しました。フォンは大使館での28日間の滞在后、2009年1月にタイに帰国しました。彼女は、大使館が購入した航空券代と大使館滞在中の食事代を払い戻さなければなりません。フォンは、帰国するとき、大使館から一切支援金をもらえなかったため、空港で食べ物を買うお金もなかったといいます。

オーも騙されてバーレーンで売春を強いられた一人です。そればかりでなく、オーはバーレーンへ入国するとき、知らずに 2 キロの覚せい剤を持ち込んでしまっていました。彼女は、預かったものだから、絶対に開けてはならないと言われていたのです。

オーはヌットという知り合いから誘いを受けて、バーレーンへ行く決心をしました。月給 35,000 パーツで、年に 15 日間帰国できると騙されたのです。出国前に、オーは弟から 10 万パーツ借りました。ヌットが言っていた仕事の内容はベビーシッターで契約書もありました。

ブローカーが渡航の準備を全部してくれました。オーが驚くほど、全ての手続きが難なく進みました。

渡航日の前、ブローカーからどのカウンターを通過しなければならないかなど、細かい指示を受けました。オーは 2008 年 6 月にバーレーンに到着しました。空港の検査で覚せい剤が発見された上に、雇用契約書の入った鞆が盗まれてしまい、雇用を証明する書類が手元になかったにも関わらず、入管を通過することができました。その後、売春宿に送られました。オーは自分が覚せい剤を所持していたにもかかわらず、なぜ入国管理の検査を通過できたのか今でも不思議に思っています。

オーはたった 2 日間働いた後逮捕され、罪名の説明もなく 7 ヶ月間刑務所に入れられました。入獄当初は、独房に入れられました。当時は精神状態がひどく、精神病院へ行かなければならない寸前でした。

オーは、警察による徹底的な尋問と身体検査を受けました。バーレーンの警察官に、バーレーンへ働きに来るタイ人女性は売春婦か麻薬の売人に違いないと言われました。こういった先入観は、既に精神的にも肉体的にもボロボロになっているオーを更に打ちのめしました。被害者であるのに、差別され、人間的に扱われる資格のない犯罪者とのレッテルを張られてしまったのです。

バーレーンで起きたもう一つの事例はゲウの話です。ゲウも騙されて売春を強要されました。彼女を騙したのはムアイという性転換者でした。ゲウは東北地方の貧しい家の出身で、バーレーンでマッサージ師をやれば多く稼げると言われ、バーレーンに行く決心をし、2009 年 3 月に入国しました。自分が人身取引被害者になるとは知る由もありませんでした。バーレーンに到着するや否や、監禁され、売春を強いられました。ゲウは約束した仕事ではないと抵抗し、帰国したいと頼み込みました。しかし、ブローカーはバーレーン人男性にゲウをレイプさせ、さらに売春を強要しました。ゲウは、人間として扱われず、食事も十分に与えられず、暴行を受けました。ゲウは惨めな気持ちでいっぱい、逃げ出すためにどんな機会でも掴みたいと思いました。しかし、同じ状況にいたタ

タイ人女性は、ブローカーはお金持ちでコネもあるから、警察に通報してもゲウ自身が拘留されることになるだけで、ゲウが逃げおおせることは絶対にはずしませんでした。

その忠告にも関わらず、ゲウは売春を続けるよりは刑務所で死んだ方がましだと思い、逃げることを決心しました。一ヶ月後、彼女はアパートから下の通りに飛び降り、警察に辿り着くことができました。しかし、警察が逮捕のために売春宿に駆け付けた時には、売春宿のオーナーと共犯者は既に逃げた後でした。事件は、警察に記録が残っただけで、それがタイ大使館に送られることはありませんでした。ゲウが被害に遭ったことを証明する証拠は何も残されていません。

ゲウによると、警察署で加害者の身元情報の載った資料の中にタイ人女性を騙して売春を強いている何人かのブローカーの写真があったといいます。しかし、ゲウ自身はこれらの事件の当事者ではないので、何もすることができませんでした。ゲウは、他にもたくさんのタイ人女性が自分と同じような目に遭い、逃げ出すこともできず苦しんでいることを知りました。ゲウは海外で働くことに憧れる人たちに対して、自分の話を教訓として伝えたいと思いました。物事は思い描いた通りにはならないかもしれないということ。つまり、海外で働くという誘いを軽く受けてはいけないということ。

ブローカーらの罪を問うことができなかったため、ゲウは 2009 年 5 月にタイに帰国しました。バーレーンの首都マナーマにあるタイ大使館がタイの現地 NGO である 女性財団 (FFW) と調整し、女性財団のスタッフが空港でゲウを出迎えてくれました。そして、同じ月に女性財団のサポートでゲウは警察に行き、ブローカーを訴追するために告訴に踏み切りました。

第2章 正義を求めて

人身取引被害者となった女性の心は言葉に言い表せないほど深く傷ついています。そしてその傷に対して償うことのできるものはこの世にはありません。被害者の多くは告訴することも助けを求めることなく、一人で殻に閉じこもることを選びます。他人に自分の辛い経験を知られるのは恥ずかしいと感じる女性もいます。また、ブローカーは地元で尊敬されている人間である場合が多いため、ブローカーからの報復を恐れる女性もいます。あるいは、事件を表沙汰にすれば家族に危害を加えると脅された人もいます。

一人の女性が正義を求めるには、勇気と忍耐力が必要です。そのため、人身取引被害者の中で、自分を騙して売春を強いた加害者を訴追し、さらに、同じような被害が再発しないように正義を求めて闘う人は数パーセントしかいません。強い決心を持って司法プロセスに入るこの数パーセントの女性たちも、しばしば司法の現実には失望させられます。そのうちの一人はこう語っています。「こうなると知っていたら、最初から告訴なんてしなかったのに」

2.1 タイ大使館から故郷までの道のり

受入国で売春から逃れた後、タイ人被害者の誰もがまず助けを求めるところはその国にあるタイ大使館です。原則として、大使館はタイ人の生活面や安全面のサポートを行う責任があります。しかし、人身取引被害者は、自国のイメージを損ねた悪い女性たちという偏見を持っている大使館員もおり、往々にして、適切な支援を受けることができません。

グロイは、自発的に売春したか騙されて売春したかに関係なく、性産業に従事していた女性は一様に差別的な目で見られると感じました。グロイは、イタリアのタイ大使館でタイ人通訳者に会いましたが、通訳者はグロイを侮るような言葉を口にしました。「こういうことが起こることが分からない年齢じゃないでしょう。こういった問題を起こすのなら、そもそも何で海外になんて来たのよ」。グロイは大使館を頼りにしており、同じ言語を話す人に自分の気持ちを聞いてもらいたかったのに、ここでも傷つきました。この様な経験は、彼女の心の傷を一層広げるものとなりました。

ナーも日本にあるタイ大使館で同じような目に遭いました。ナーは他人の名前を使って、偽造書類で日本に入国したため、入国書類は全て日本の出入国管理局に没収されてしまいました。大阪の出入国管理局担当官にタイ大使館に連絡したいかどうかと聞かれた時、ナーは同胞から助けってもらえると希望を持ち、大使館に連絡することに同意しました。ところが、大使館の担当官は到着するや否や、ナーを侮辱しました。「自業自得だろう。あんたらはみんな一緒だよ。問題に巻き込まれると、騙されたと嘘をつく。日本に来たタイ人女性がどんな仕事をするかなんて、知らない人はいないんだ」。ナーは、担当官に対して、そんな態度で自分に接するのであれば、助けなんて必要

ないと言いました。

フォンによると、バーレーンにあるタイ大使館は人身取引被害者を保護し、宿泊場所を提供しますが、その費用は全て被害者本人が負担しなければならず、かなりの額になります。さらに、タイに帰国する手続きに時間がかかるため、大使館に長期に滞在しなければなりません。2008年に制定されたタイの人身取引対策法第42条には、人身取引を予防・抑制し、人身取引被害者を救済するために人身取引対策基金を設置することと定められており、さらに、第44条では、基金は被害者の海外からの帰還にかかる費用に充てられるべし、と定められています。これらの条項にも関わらず、被害者が帰還費用の多くを負担しなければならないのが現状です。

2.2 告訴:正義への第一歩

多くの被害者にとって一番つらいことは、親戚や隣近所の人、家族といった身近な人からの誹謗中傷です。ダオは、タイに戻った後、近所の人から侮辱されたといいます。本当はどんな仕事をするのか海外に行く前から分かっていた、それに同意の上で契約書に署名し、売春をしたのではないかと。ネアンも近所の人から悪い人間だと思われ、同じような思いをしました。

ダオとネアンが帰国したとき、タイ国社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局 人身取引対策部(BATWC)の担当官が空港で出迎えてくれました。しかし、被害者の権利については何も知らされませんでした。人身取引対策部の担当官は、誰に連れて行かれ、どうやってタイに戻ることができたのか、誰と一緒に暮らしてきたのか、など事件の詳細を聞いてきました。でも、これからの生活にどういった選択肢があるのか何も知らされませんでした。例えば、訴追や職業訓練、就職支援に関する情報や故郷に戻りたくない場合、安全なシェルターがあるのかも何の説明も情報提供もありませんでした。

ブローカーが知り合いで権力者であったため、当初、ダオは告訴する気はありませんでした。しかし、人身取引対策部の担当官に告訴を勧められました。ネアンも正義を求めてブローカーを告訴する決心をしました。しかし、告訴したことによって、ダオとネアンは自分たちの身の安全が脅かされるようになりました。

グロイも人身取引対策部の担当官から告訴するよう、助言されました。グロイの場合、イタリアに着いた当初から、もしも自分が生きてタイに戻ることができたら、自分を騙してイタリアで売春を強いた親戚のローズに法の裁きを受けさせると心に決めていました。しかし、実際の司法プロセスに入ると、度重なる遅延や非効率な司法システムを目の当たりにし、さらに家族や親戚、近所の人からの中傷を受け、グロイは落胆し失望しました。

ローズに騙されてイタリアで売春を強いられたノックユンとチュアンも、告訴する決心をしました。しかし、裁判のプロセスで、正義を求める決意が削られるような度重なる障害にぶつかり、グロイは「警察が正義の味方って本当なの？」と自問しました。

ダオは警察に初めて告訴に行った時、恥ずかしさから、売春行為はしなかったと警察官に言ってしまいました。しかし、売春行為をしていないならば、告訴はできないと警察官に言われ、ダオは二人の客と売春行為をしたことを告白しました。ダオの告白を聞いて、告訴に同行したソーシャルワーカーが口調を変えて警察官に「最初は売春行為をしなかったと言ったのに、後から言うことをコロコロ変えるなんて」と言いました。このような発言は、ソーシャルワーカー側に配慮が欠けていたことを示しています。

実際のところ、人身取引事件はとてもデリケートで慎重な対応を必要とします。人身取引被害者のほとんどが、心理的に傷つき、自分の経験を語ることを躊躇し、どんな言葉を使って話したらいいかわからない場合もあります。そのため、被害者を支援する立場にある人間は、被害者の気持ちを悪化させないように発言に配慮することが必要です。

ゲウは売春に関する質問を何度もされ、傷ついたといいます。何度性交をしたか、一日に何回性交を持ったか、一回の性交にはどれくらいかかったか、といったことを何度も聞かれました。思い出したくもないことを思い出すことを強要され、しかも男性にそういった話をしなければなりません。被害者でもあるゲウの友人の何人かはこのことを聞いて、告訴することをやめました。警察は人身取引被害者の全員が任意で性産業に入ったと先入観を持っており、ゲウにもそういった態度で接したのです。

一方、オーはブローカーから脅しを受けていたため、当初は告訴したくありませんでした。しかし、彼女は何度も脅迫されるうちに、考えを変え、告訴に踏み切りました。しかし、オーは、他の人身取引被害者と同じように、あまりに酷い経験をしたため、全てを打ち明ける心の準備ができていませんでした。バーレーンで騙されて売春を強要されてから、誰も信頼できなくなっており、告訴のために警察に行っても全てを語ることはできませんでした。

警察は、人身取引被害者が最初に助けを求めて駆けつけるところです。しかし、人身取引被害者をどのように助けたらいいか、どのような言葉をかけたらいいかわからない警察官が多くいます。また、彼らが売春をしていた女性に対して偏見を持っているために、人身取引被害者の多くが警察に対してマイナスのイメージを持ってしまっています。

ナーは、日本の警察に質問に答えなければ、答えなくてもよく、裁判まで黙秘する権利があると説明を受けました。また、被害者としての権利についても説明を受けました。フォンは、バーレー

ンでは、婦警が彼女の対応をし、丁寧に質問してくれたため安心して話すことができました。ナーもフォンもタイの警察がこういった対応ができれば、より多くの被害者が加害者を告訴するようになり、人身取引への対策が強まると思っています。

ナーは、幸運にも捜査に熱心な警察官が自分の事件の担当でした。その警察官は、ナーのブローカーが月に何十万バーツもの電話代を払い、日本へ頻繁に電話をしていたことをつきとめ、ブローカーを訴追するための決定的な証拠を手に入れました。一般の人間が電話会社から他人の通信履歴を入手することは難しく、こういった証拠は警察の力がなければ手に入りません。ナーの事例は、警察官がいかに証拠集めに協力してくれることが重要かを示しています。本来、どの警察官も担当事件の捜査に熱心にあたるべきです。しかし、実際のところ、一生懸命やってくれる警察官に当たるかどうかは、被害者の運次第なのです。このような担当官の対応のバラつきは、人身取引被害者が直面する司法における問題です。

ゲウの事件が典型的な例です。事件から一か月しか経っていなかったため、告訴に行ったとき、ゲウはブローカーの顔をはっきり覚えていました。そのブローカーは、以前と同じ場所で衣料品の商売をしていて、その地域でよく知られている人物であったため、そのことを警察に通報しました。しかし、告訴した後、何も進展がありませんでした。

ゲウはこう言います。「告訴しても、その後何の対応もとられていません。それであれば、告訴する意味ってなんでしょう。自分ひとりでブローカーと対面するのが怖かったから、彼女を逮捕するために警察に同行してほしかったんです。でも、彼女はすでに逃げていました」。事件から2~3年経過しましたが、ゲウが、告訴から得たのは逮捕状だけです。未だにブローカーを逮捕することができず、送検もされていません。ゲウは、今後事件に進展が見られるのかどうか、全く見当がつかないといっています。

2.3 弁護士を選ぶ: お金の力

人身取引被害者のほとんどはお金に苦労しているため、高いお金を払って弁護士を雇うことはできません。そのため、被害者の多くが、事件にあまり熱心でないことが多い公設弁護人に頼ることになります。一方、ブローカーはお金持ちが多く、法制度の抜け穴を狙って、逃げ道を探してくれる弁護士を雇うことができます。

グロイは、ブローカーの弁護士に、侮辱的な言葉を浴びせられたと言っています。「親戚に対して、何で裁判を起こすんだ？もうそんな年なのに、騙されたというのか？」グロイはとても傷つきました。

ダオを担当した公設弁護人は、ダオの利益について何も考えていないようでした。その弁護人は

事前に何のヒアリングもしなかったですし、証拠書類を渡しても見ませんでした。裁判所で会ったときに、100万バーツの損害賠償金は何のためなのかと聞いてきたくらいです。ダオは、公設弁護人を頼りにするよりも、NGOの支援を受けたほうが裁判に勝つだろうと思っています。

この本の執筆に協力してくれた被害者全員が、自分自身で選んだ弁護士を雇うことができれば、判決がもっとよい結果になったはずだと思っています。また、全員が、人身取引撲滅キャンペーンや警察の研修に充てられる政府予算の一部が、被害者が弁護士を雇う費用に充てられるべきだとの意見を持っています。加害者の訴追がより効果的に行われれば、人身取引の被害に陥る人は減るはずなのです。

ブローカーは、高額のお金を払って法の抜け穴を熟知している弁護士を雇うことができる一方で、被害者は裁判所へ出廷するための交通費さえも払うのに苦労しているのが現状です。そして、苦労して出廷しても、相手が約束通りに出廷しないこともたびたびあります。

例えば、ローズを相手に訴訟を起こしたグロイとチュアンとノックユンのケースでは、裁判官はローズの弁護士に、何度も裁判を欠席したため、もう延期はしないようにと伝えました。しかし、その後も、裁判は数回延期され、被害者側は裁判所まで何度も無駄足を踏み、疲れ果て、絶望的な気持ちになりました。グロイとチュアンとノックユンは、訴訟がまだ懸案中であるのに、ローズは相変わらずタイ人女性を騙してイタリアに連れていっていると耳にしました。更に最悪なことに、ローズは数人の女性を雇って証人として法廷に立たせ、自分たちはイタリアで快適に暮らしていて、訴えられているような売春の強制はないと嘘の証言をさせました。

お金持ちは優秀な弁護士を雇うことができ、お金を持たない人は優秀な弁護士を雇えないということは、不公平の一形態です。法の前ではお金持ちでも貧乏人でも平等なはずですが、これらの事例から明らかなことは、高額な弁護士料を払えば、有罪を無罪へ、重い罪を軽い罪へ、重い刑を軽い刑へと変えることができ、ブローカーはお金を使って自分の犯した罪から逃れることができるということです。

2.4 証拠を確保することの難しさ

多くのブローカーがどうすれば法の追及から身を守ることができるかを心得ている一方で、人身取引被害者は加害者を訴追するためには証拠が必要だと予測して準備しておくことはほとんどありません。そのため、ほとんどの被害者が事件を立証する証拠を持っていません。

その上、たとえ証拠があったとしても勝訴できるとは限りません。

フォンは、売春宿から逃げた時に、売春宿のオーナーのパスポートの身元を証明するページを千切って持ち出しました。バーレーンの警察に告訴した記録もあり、フォンの告訴がきっかけで何十人という警察官が売春宿に強制捜査に入りました。フォンの事件はバーレーンで有名になりましたし、証拠も多く揃っていました。しかし、タイに戻ると、タイの法制度においては証拠不十分という判断が下され、タイの裁判所は加害者に無罪を言い渡しました。

フォンはタイ政府を通じてバーレーン政府に証拠の提出を要請しました。しかし、バーレーン政府からタイの裁判所に証拠が転送されず、裁判に負けてしまいました。検察官でさえも判決に疑問を持ったとのことでした。過去には、もっと証拠が少ない事件でも、勝訴に至っています。フォンは、ブローカーが警察とコネがあるために、バーレーン当局が協力的でなかったと推測しています。

更にひどいことに、フォンが十分な教育を受け、話し方もきちんとしているということで、タイ側の警察に、バーレーンに騙されて行ったわけでもなく、被害者でもないと思われたことです。警察は、人身取引被害者は、弱く、教育を受けていない人に違いないという思い込みを持っています。フォンは、客観的事実ではなく、見た目の印象から、何人かの警察官から侮辱的なことを言われ、告訴を諦めようかとも思いました。警察は、フォンが人身取引被害者だと証明する証拠が十分にあるにもかかわらず、疑いの目を向けていました。警察官の一人は、本当に被害者なのかと聞いてきました。そんな発言や質問をする権利は誰にもありません。警察のこういった対応が、事件を長引かせた原因の一つであると思います。

ナーの場合は、海外に行く前に契約書に署名していたことが幸いでした。それは、ブローカーがナーを騙して海外に連れていったことを証明する証拠となり、ナーの訴訟が円滑に進みました。被害者は勝訴の可能性を高めるために、できるだけ多くの証拠を集める必要があるのです。

人身取引被害者にとって、受入国で何が起こったのかを証明する証拠を十分に集めることは大変なことです。その場合、助けになるのは同じ状況にいた第三者による証言です。しかし、いくら証人がいても証拠がたくさんあっても、司法の人間が事件を公正に扱わなかったり、個人の主観で判断したりすると、被害者が正義を手にするには到底望めません。

2.5 司法プロセスの長く困難な道のり

一般的に、裁判とは時間がかかるものです。人身取引事件の場合、裁判の長期化は被害者の心をくじき、生活にも負の影響をもたらします。例えば、時間をかけて出廷のために裁判所に行っても、被告人が約束通り出廷せず無駄足になることもしばしばあります。交通費や書類作成費用、弁護士代金、その他の費用がかさみます。被害者が最も傷つくのは、身近な人からの誹謗中傷です。「見てみなさい。訴訟なんかやったって無駄になるだけじゃない。海外に行かせてもらって感謝

するどころか、訴訟なんて起こして、恩をあだで返すなんて」などと言われ、被害者は深く傷つきます。

先に述べた通り、この本で紹介されている事件は過去に起きたもので、それぞれの事件に対し判決が出るまでに何年もかかっています。ナーの事件は2001年に起きましたが、10年経った今でも未だに最高裁で懸案中です。他の訴訟も同様に長期化しています。裁判の長期化は、人身取引被害者に対する不当な仕打ちの一例で、周りからのプレッシャーや経済的負担に加え、待ちくたびれて、失望して途中で諦めてしまう被害者も少なくありません。何年も待った挙句、裁判が立ち往生してしまうこともしばしばあるのです。

グロイは自分の事件の裁判についてこう語っています。「裁判は何度も延期になり、挫けそうになりました。お金があれば何でもできるのだと思いました。私の方は出廷するためのバス代もないくらいだったのに、加害者は飛行機で来ていました。悔しいけど諦めません」。裁判が長引く中、グロイと彼女の夫は近所の人たちからの根拠のない噂や誹謗中傷に必死に耐えなければなりません。市場に買い物に行ったときも、ローズの母親から「お金がないからそんな服を着ているのね。うちの娘はお金を稼いできれいな服を着ているのよ」と屈辱的な言葉を投げつけられました。

ローズに同様に騙されたノックユンも、裁判が始まってから5年も経っているのに全く終結の兆しが見えていません。

タイは、2008年6月5日に、1997年に制定された女性及び子どもの人身取引防止対策法によって代わる、人身取引対策法を制定しました。新しい法律は、女性と子どもだけでなく全ての人間に対する非合法的搾取を取り締まることを目的としており、処罰の対象となる搾取の形態も定めています。それには、売春を目的とする国内外への人の移送、強制労働、物乞い、臓器の売買が含まれます。さらに、人身取引の予防対策を講じると共に、被害者の保護・支援を改善することを目的としています。

このように、タイでは、防止、保護、訴追、再び被害者となることを防ぐための被害者の帰還と社会復帰を網羅し、一貫した体制で人身取引問題を解決しようとする努力がなされています。しかし、実際のところ、役所から求められる煩雑な手続き、法制度の不備、警察の知識不足による非効率な法執行のために、被害者が自分の権利の履行を求めることは容易なことではありません。法律が整備されても、現実的には、被害者が権利を行使するための助けとなっていません。人身取引に係る啓発キャンペーンも必要なものですが、実際には、人身取引被害者が減っているという事実はありません。人身取引はタイの全土で起こっているにも関わらず、依然として、その対策はバンコクや限られた県のみ集中しています。

また、ブローカーが地元の有力者であることが多いため、地方では法律よりも権力が幅を利かせることが往々にして見られ、法律が被害者救済のためにあまり意味を持たないこともしばしばあります。さらに、人身取引対策法の存在や被害者への支援があることを知らない被害者も少なくありません。タイ政府は、人身取引の危険性について啓発活動を実施するだけでなく、被害に遭った時に、どういう支援がどこから受けられるのか、どういった団体に連絡すればよいか、国民にきちんと伝える必要があります。

また、支援関係者が人身取引問題を理解し、被害者をどのように支援すべきか訓練を受けることも重要です。自発的に海外に行き売春した人でも、騙されて売春を強いられた人でもその過程で人権が侵害されたのであれば、同様に支援を受けられるべきです。売春すると知りながら海外に行った人でも、監禁や搾取をされていいはずがありません。自発的に売春した場合は、どんなに不当な目にあつたとしても、法的救済を受けるに値しないといった考えを持つ支援関係者は少なくありません。支援関係者の中に見られるこのような偏見は、効率的な被害者保護の大きな障害になっています。そのため、関係者の人身取引問題に対する正しい理解及び適切な態度と対応はとも重要です。

支援関係者が被害者に連絡する場合や家庭訪問する場合にも配慮が必要です。事前の連絡もなく、政府の車が被害者の自宅前に止められれば、近所の関心と好奇の的になります。人身取引被害者は周囲に自分の過去を隠したいと思って暮らしているので、このような支援関係者による突然の訪問があると、精神的に参ってしまいます。時として、支援関係者が、情報収集や事実確認のために被害者の自宅に電話をかけることがあります。意図せずに、被害者の秘密を家族に知られてしまうこともあります。

フォンの場合、バーレーンのタイ大使館にいたとき、滞在費用を必ず返済するとの保証人の署名が必要だということで、家族に連絡が行き、事件のことを家族に知られてしまいました。ゲウム訴訟に関する書類が自宅に配達され、家族に事件のことを知られてしまうのではないかと、いつも心配でした。

2.6 判決と真実

これらの話を聞けば、多くの人は恐らく人身取引被害者に同情し、事件が司法によって正當に裁かれることを望むでしょう。しかし実際には、加害者は、司法プロセスの各段階で法の抜け穴を見つけ、法の裁きを逃れているのが現実なのです。

グロイとチュアンとノックユンの訴訟：2007年10月12日に、一審の結果、ローズはタイ国売春防

止撲滅法に基づき有罪とされ、被告人には18年の懲役と3人の被害者へのそれぞれ631,740バーツ、434,740バーツ、431,675バーツの損害賠償金支払いが命じられました。しかし、ローズは判決が言い渡される前に国外に逃亡しました。

ダオとネアンの訴訟： 裁判で、被告人であるジョイに懲役が言い渡されましたが、その後保釈されています。ダオは、タイ政府の人身取引対策基金のことを知らず、申請していなかったため、同基金からの支援金を一切受け取っていません。判決から一年以上経過しましたが、全く進展がなく、ダオは失望してしまっています。ネアンは、裁判書類がネズミにかじられてしまうほど長い間待たされていると語っています。

オーの訴訟： 警察の記録には、ブローカーのヌットは売春の手配、欺罔、勧誘の罪があると記されていますが、逮捕には至っていません。タイ国法務省特別捜査局(DSI)は、ヌットに対して、人身取引やマネー・ロンダリングなど数十件に上る逮捕状が出ていると述べています。タイ国家警察入国管理局も、ヌットがタイに帰国すれば、直ちに逮捕されると述べています。しかし、現地NGOの女性財団に入ってきた情報によると、ヌットは既にタイに帰国しており自由の身だといっています。この場合、被告人を逮捕できないということは、次のステップ、つまり、裁判へ進むことができないことを意味します。警察が被告人逮捕の十分な努力をしなければ、被告人は自由の身でいられる法の抜け穴を見つけてしまい、被害者はほとんど何もできません。

ナーの訴訟： 一審判決で、被告人に懲役13年が言い渡されました。民事訴訟では、ナーは908,133バーツの損害賠償金を請求しており、現在、刑事訴訟での最終判決を待っているところです。一審の判決は2004年に言い渡されましたが、未だに損害賠償金をもらっていません。

ノックユンが裁判で数年間もの間闘って得たものは、彼女には何の意味も持たないただ一枚の紙きれ -判決文- でした。更にひどいのは、ローズが、今でもイタリアで快適に暮らしており、彼女がブローカーだということ知らない現地のタイ人社会から尊敬されているということです。ローズは今でもタイ人女性を騙して、イタリアで売春をさせています。グロイは、ローズがタイの警察ともイタリアの警察とも強力なコネを持っているに違いないと疑っています。グロイは、イタリアにいたころ、ローズがある親戚にイタリアまでパスポートを持ってくるように頼んでいるのを聞いたことがあり、その後実際にパスポートがイタリアのローズの元まで届けられたのを見ました。グロイは、ローズがパスポートなしでどうやってイタリアに入国できたのか、不思議に思いました。

グロイとノックユンとチュアンは裁判に勝ちましたが、現実には何も変わっていません。近所の人たちからも相変わらず中傷の言葉を受けています。「裁判で勝ったって、それでどうなんだい？ローズと比べて、あんたたちがこの村のために何をしたっていうんだ。お金も稼げなかったくせに」

ゲウの事件は、事件を担当していた警察官が異動になり、事件の書類が紛失してしまったため、訴訟をゼロからスタートしなければなりません。さらに、被告人は逮捕を逃れたままです。ゲウは、2009年2月9日に告訴しましたが、まったく進展がありません。

この本で紹介した事件の多くは新聞でも大きく取り上げられ、世間の話題になったものです。しかし、最終的には却下された事件もあれば、犯人逮捕に至らなかったものもあります。有罪の判決が出たにも関わらず、被害者に対して損害賠償金が支払われていないケースもあります。この本で紹介された事件の被害者たちは、一同に、法の下で公平に扱われなかったと感じています。いくら勝訴の判決が出て、加害者が懲役や損害賠償金支払いを免れることができるのであれば、実質的には加害者は罪から逃れられたことと同じです。

ダオは、加害者や近所の人たちから何度も誹謗中傷されたので、訴訟で勝ちたいと願うようになりました。加害者のジョイは「わたしを相手に訴訟を起こすお金なんて、お前は持っていないじゃないの」と言いました。ダオは、ジョイに騙されたせいで莫大な借金を抱えてしまい、その負担を少しでも減らすために損害賠償金を支払ってほしいと思っています。

ノックユンは勝訴したにも関わらず、判決から5年経った今でも、加害者は相変わらず快適に暮らしています。その一方で、ノックユンはお金も含めて全てを失ってしまいました。最後には何も得ることができず、長い闘いの結果、疲れ果ててしまったといいます。ノックユンは、加害者のローズは有力者で、お金で村の人たちの尊敬を買うことができるといっています。「人はお金が絡むと、良心すらも忘れてしまいます。私たちはいろんなものを失い、最後に手に入れたのはたった一枚の紙きれです。ローズは、私たちをこんなにもひどい目に合わせておいて、まだ自由な身でいられるのです」。ダオは、人はお金にしか価値を見出さないと感じています。訴訟に勝ったとしても、お金が手に入らなければ、そんなものは何の役にも立たないと思われてしまうのです。

ナーは自分と他の被害者たちが被った損害は、損害賠償金程度では償いきれないものだと思います。彼女は帰国の飛行機代を自分で負担しましたが、その費用すら償われていません。ナーは、裁判の減刑制度は加害者に同じ罪を繰り返させるだけだと付け加えています。ナーの訴訟では、加害者の懲役が13年からその半分の6年4ヶ月に減刑され、ナーはそんな懲役では彼女が経験した苦しみに値しないとしました。「加害者には一日でも減刑が与えられるべきではないのです。13年の懲役なんて、加害者が同胞に対してしたことと比べれば、軽すぎるくらいなのです」

結論として、タイの司法制度は人身取引被害者を救済するという観点からは、効果的とは言えません。その理由としては、以下のものが挙げられます。

1) 支援関係者の理解不足や被害者に対する偏見に起因する被害者支援の不備

- 2) 加害者の逃亡、出廷拒否、訴訟の長期化を許す法の抜け穴の存在
- 3) 被害者の士気をくじく裁判の長期化
- 4) 被害者に不公平を感じさせる減刑制度の存在
- 5) 司法手続きは煩雑で法律的な知識が必要なため、被害者が自分ひとりだけに頼って訴追することは困難を極める
- 6) 海外で起きた事件の場合、証拠が入手困難であること
- 7) 裁判所の決定にも関わらず、被害者に対する損害賠償金が未払いであっても許されること
- 8) タイ政府の人身取引対策基金の受給手続きが煩雑で、被害者の受給資格を失わせるような条件が付されていること

米国政府国務省が出している人身取引報告書(2011年度版)によると、タイは第2ランク(監視対象国)にランク付けされています。監視対象国とは、努力はしているが、人身取引に対する取り組みが米国政府の人身取引被害者保護法の最低水準を満たしていない国を指しており、これらの国では、被害者が増加の傾向にあるとされています。監視対象国には、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、中国が含まれます。同報告書の中では、タイが監視対象国にランク付けされた理由として、以下の分野における人身取引対策が不十分であるとされています。

- 1) 法執行、訴追、(強制労働・性的搾取の両分野における)加害者の処罰
- 2) 人身取引に関与する公務員による汚職行為の処分
- 3) 人身取引被害者の保護

同報告書では、阻害要因として、以下のものが指摘されています。

- 1) 地方の警察の不正行為
- 2) 外国人労働者に対する偏見(タイで起こっている人身取引に関して)
- 3) 政府の取り組みをモニタリングする制度がないこと
- 4) 地方関係者の人身取引に関する理解不足
- 5) 労働搾取事件の審理に関し、裁判所が「人権尊重」という考え方を取り入れていないこと
- 6) 人身取引被害者の加害者を訴追しようとの士気を高める仕組みがないこと

同報告書は、タイ政府は、警察官、労働保護官、検察官、ソーシャルワーカー、入管管理局担当官を対象に被害者認定に関わる研修を実施しており、一貫した人身取引対策を行う体制作りに関し改善が見られると述べています。一方で、加害者訴追における改善は見られず、特に、国境を超えた労働搾取事件の捜査、逮捕、裁判に関してはほとんど進展がないと述べています。

同報告書では、この他に、司法手続きにおける遅延、担当官の頻繁な異動、公務員による不正行為、控訴中の容疑者の保釈という問題についても言及しています。

女性財団の代表 シリポーン・スクロバネック女史による「人身取引：概念、仕組みと課題」という著書の中でも、女性財団の経験に基づき同様な課題が指摘されています。

- 1) 人身取引の普遍的な定義が広く認識されておらず理解不足が見られ、「不法入国」と「人身取引」の混同を招いている
- 2) 公務員の間で人身取引課題に対する理解不足が見られ、また人身取引対策法を施行しようとする熱意が見られない。公務員自身が人身取引に関与している場合もある
- 3) 加害者の処罰及び人身取引被害者の保護・救済に関して、国際レベル、地域レベル及び国レベルでの効果的なツールがない
- 4) 人身取引被害者が確実に損害賠償金を受け取れる対策がない

これらの報告書が指摘する問題は、被害者自身が実際に経験したと非常に近いものです。このことから、タイの司法制度は、人身取引問題を効果的に解決し、真の意味で人身取引被害者を保護することができているとはいえないと結論付けられます。

第3章 判決後の人生

一般的には、「判決」という言葉を聞くと、事件が裁かれ、裁判所の指示通りに事が運び、万事終了というイメージを持つのではないのでしょうか。しかし、実際には、法の抜け穴があるため、加害者は裁判所から命令された被害者に対する身体的・心理的被害への損害賠償金の支払いを免れることができています。この本で紹介した被害者たちが裁判の結果手にしたものは、判決を示した数枚の紙でした。それら判決文は、その内容が執行されないため、彼女たちの人生に何の役にも立たない紙切れに過ぎません。ブローカーは、自分の資産を他人に譲渡することで、損害賠償金支払いを免れることができます。加害者であるローズは、土地、ゴムの木の栽培地などの資産をたくさん持っていましたが、既に親戚の名義になっていました。

人身取引被害者にとって、司法プロセスに入るということは、生活に大きな影響をもたらします。そういった影響は、プラスよりはマイナスに作用するケースが多く、特に、家族、親戚、隣近所など周りの人たちとの関係に大きな変化をもたらします。

3.1 家族との関係

司法プロセスの長期化は、被害者の生きる希望を削ぎ、家族との関係に悪影響をもたらします。チュアンは、夫の姉を相手に訴訟を起こしたことで、夫との関係が悪化しました。裁判を始めた当初は、夫はチュアンを信じて応援しましたが、裁判で勝てる見込みがないまま時間が過ぎ、裁判と生活のために夫は人からお金を借り続けなければなりません。希望を失った夫は、近所の人たちの中傷を信じるようになり、最後には、チュアンが自分の姉をはめたのだらうとまで言うようになりました。

さらに、小さい子どもを持つ被害者にとって、出廷するときに子どもの世話をしてくれる人を見つけるのは容易ではなく、子どもを裁判所に一緒に連れて行ったりしなければなりません。子どもは知られたくない母の事情を聞かされ、お互いに辛い思いをします。他の家族にも影響が及びます。ブローカーは地元で尊敬されている場合が多いので、被害者がブローカーを相手に訴訟を起こすと、被害者ばかりでなくその家族も地元の人達から非難の目で見られます。ブローカーと同じ地域で暮らす家族にとって、こういったことは家庭内に摩擦をもたらします。被害者が訴訟を取り下げるように、「家族を傷つけるぞ」と脅すブローカーもいます。

裁判官から訴訟を却下されたフォンは、正当な裁きを受けられなかった上に、ブローカーから賠償金も支払われず、多くのものを失いました。さらに、フォンはバーレーンのタイ大使館に滞在費用を全て支払うまで海外に渡航することができず、移動の自由を奪われました。これによって、経済的負担を少しでも軽くするための海外で働く機会さえも失ってしまいました。また、フォンは、彼女

の過去を受け入れられる男性はいないと思っています。「男性は、私が騙されて売春させられたという事実を受け入れることができるのかしら。例え、受け入れると言ってくれても、内心葛藤すると思います。喧嘩にでもなってこのことを持ち出されたら、どうすればいいのかしら」

3.2 隣近所や地域の人たちとの関係

特に地方の場合、被害者の精神状態は周囲の人の意見に大きく左右されます。例えば、地方では、お寺に多額の寄付をしたり、大きな家を建てたり、地域に発展をもたらすお金持ちが尊敬されます。多くの人身取引ブローカーは、お金持ちで地元の人たちに尊敬されているため、ブローカーを相手に告訴する被害者は、地域の人たちに恩知らずと見られてしまいます。

ナーは地元の人に「彼女の助けなしに、あなたみたいな人が海外に行けたと思う？訴訟を起こすなんて、何て恩知らずなの！」と言われました。タイでは、海外に行けることは素晴らしいことで、感謝すべきことだと広く信じられているため、こういった態度をとる人がいます。人身取引被害者の多くは誰にも話せず、じっと耐えるため、行った先でどんな酷いことが起こりうるかなど、ほとんどの人は知る由もありません。被害者の中には、お金を稼いで、家族のために家を建てたり、車を買ったりできる人もいます。そのため、海外に行けば必ずたくさん稼げて成功する、と人々は信じてしまうのです。

こういった事情から、被害者がブローカーを相手に訴訟を起こすと、地元の人たちは不愉快に感じます。ノックユンは、地元の人たちがブローカーによる彼女への非難を鵜呑みにしてしまうことを懸念して、訴訟に勝つまで故郷に帰りませんでした。最終的にノックユンは裁判に勝ちましたが、ブローカーは裁判所から言い渡された損害賠償金を一切払わず、のうのうと暮らしています。結局、ノックユンが最終的に手にしたものは、実質的な拘束力を持たない判決文一枚でした。ノックユンは、こんな結果になるのであったら、最初から告訴などしなかったと言います。他の人身取引被害者を勇気づけるために、告訴に挑んだ当初の気持ちは、すっかり消えてしまいました。

オーもブローカーが「海外で成功した人たち」と周りから尊敬を集める一方で、被害者である彼女自身は誹謗中傷の的になっていると感じています。オーは、タイに帰国して間もなく、学校の先生になろうと決心しましたが、ある親戚に「売春婦が先生になれるわけがない」と侮辱されました。オーは、もう故郷で暮らしたくないと思い、違う土地に移る決心をしました。

ダオは、地方では、お金が一番大切なものだと思う人が多いといっています。損害賠償金がもらえなかったら、勝訴など意味がないとみなされます。「勝訴してもお金がもらえなかったら、何の役にも立たないと思われてしまうのです」

周囲の人たちに自分に起こったことを知られたくない被害者もいますが、意図せずに周囲に知られてしまうこともあります。オーは故郷に戻った時、家族に何が起こったのか話しませんでした。しかし、帰国して一か月後に、支援担当者が政府の車でオーの家庭訪問をし、証拠写真を撮りに来ました。このことは周囲の関心を引き、オーが海外で売春していたことが周りに知られてしまいました。このような人身取引被害者の置かれている状況を理解しない行為が被害者の心を傷つけます。関係機関はより被害者の立場を考えた対応を心がけるべきなのです。

3.3 支援機関や支援担当者との関係

政府機関の担当者は往々にして否定的な先入観を持って人身取引被害者と接するので、それが不適切な対応に繋がります。例えば、人身取引被害者が政府の支援基金への申請を希望する場合、担当官の中には、申請者は売春を強要されたのではなく自発的に売春を行ったのではないかと偏見を持つ人もいます。そういった場合、担当官は支援に積極的でなく、「本当に売春を強要されたの？」と質問してくる人もいます。

事件を裏付ける証拠を取るために、あるいは個人的な事情で身体検査を受ける時でさえ、医者や看護婦の中には被害者を差別する人がいます。グロイは、帰国して血液検査を受けた際に「体を売る女」だと軽蔑されたといえます。グロイはイタリアで酷い目にあった結果、卵巣嚢腫と真菌性感染症に罹ってしまいましたが、彼女を担当した医療関係者は、売春婦は尊敬するに値しないと、患者として対応してくれなかったといえます。

受入国にあるタイ国大使館、警察、支援機関もほとんどの人身取引被害者が自発的に売春に来ているため、法の庇護を受ける権利はないと思い込んでいます。しかし、本来は、自発的に売春した人でも、暴行を受けたり、監禁されたり、搾取されるべきではないのです。

これらの組織はそれぞれの役割に従って、偏見を持たずに支援の手を差しのべるべきです。例えば、大使館の職員は包括的な支援を迅速に実施するべきです。警察官は証拠の提供や加害者の逮捕に最大限努めるべきです。タイ国人身取引対策法の第 39 条には、「人身取引対策特別職員²は必要なあらゆる手段を用いて、被害者を遅延なく速やかにタイに帰国させること」と明記されています。しかし、この本で紹介してきた事件でもあったように、帰還までにはかなりの時間を要することがしばしばあります。さらに、バーレーンでは、たとえ意思に反し拘留されて滞在が長期化した場合でも罰金を支払わなければなりません。これは、被害者の借金を膨らませ、負担を増やすこととなります。

² 英語名称を Competent Official といい、社会開発・人間安全保障省大臣から任命された人身取引被害者の救助活動に携わる法的権限を付与された政府職員です。タイ国人身取引対策法の中で同法に則って責務を行うことが定められています。

人身取引に加担している担当官がいるというのも深刻な問題です。タイ国人身取引対策法によると、人身取引対策特別職員や政府機関が本法令を犯した場合、2倍の刑罰が科せられると定められています。しかし、偽造旅券の作成や偽造旅券を持った被害者の出国に加担するなど、法を犯す担当官が多くいるのが実情です。さらに、ブローカーと利害関係にあることで非協力的な受入国の警察や、倫理観なくブローカーのために弁護する弁護士もいます。こういった人たちは、お金欲しさに法を犯し、結果として、多くの被害者を苦しめています。

3.3.1 政府からの支援

タイ政府は人身取引被害者を支援するために人身取引対策基金を設置しましたが、適用の段階でいくつもの課題に直面しています。例えば、担当官が支援金の給付条件を誤解し、人身取引被害者からの申請を拒否する例が散見しています。フォンは、2009年10月28日以前に帰国した人は給付の対象とならないという理由で、支援金を受給することができませんでした。しかし、実際は、ケースによっては遡及的に適用することができるのです。規定が明確でないために、基金の担当官がプロセスを理解できず、判断を誤ることがあります。その結果、被害者のうちごく僅かな人しか支援金を受け取れていません。

基金の申請には、被害者であることを証明する告訴の書類の提出が求められますが、この条件も基金へのアクセスを妨げる要因になっています。実際には、政府の対応に信頼を寄せず告訴しない人もいれば、他に告訴したくない理由があって告訴に踏み切らない被害者もいます。そういった被害者は自ずと基金の申請権利を失ってしまうのです。

最も難しいのは、「人身取引被害者」認定の定義と解釈です。担当官の中には、自発的に売春を行ったと判断される者には支援は与えない、と個人の価値観に基づいて判断をする人もいます。そういった担当官は、「どんな仕事をしに行くのか知らなかったと言うけれど、とても信じられないね。海外でタイ人女性が就ける仕事は、売春以外にないのだから」といいます。ナーは、被害に遭う前は、バンコクへ行ったこともなく、外の世界に対する知識は全くありませんでした。

ゲウは、支援金欲しさに被害者のふりをしているだけだと、担当官に思われていました。担当官による偏見に満ちた態度は、人身取引被害者が支援を求める上で大きな障害になります。人身取引被害者であると認定されること自体難しいことですが、担当官の否定的な態度の前では、それがより一層困難になります。

この本に協力してくれた被害者全員が、政府は被害者に対する金銭的な支援を強化するべきだと考えています。加害者は、被害者に損害賠償金を払おうとしないのに、国に保釈金として大金を支払います。もし、加害者が保釈金を払って刑を逃れるのであれば、その保釈金は被害者の利益

のために使われるべきなのです。フォンは、人身取引の被害に遭った結果彼女が失った2百万バーツに比べると、政府からの支援金は微々たるものに過ぎないといいます。フォンは、加害者からの保釈金の一部は被害者の支援に充てられるべきだと思っています。

3.3.2 NGO による支援

この本で紹介した事件の中で、被害者救済に大きな役割を果たした組織は国際移住機関(IOM)です。IOM は世界中に事務所を持ち、被害者に滞在場所を提供する緊急シェルターと連携して、被害者の支援に当たっています。ダオもIOMの支援を受けて、イタリアの緊急シェルターに1か月以上滞在しました。

ダオは、タイのNGOであるFACE(The Fight Against Child Exploitation Foundation: 子どもの搾取撲滅財団)からも法的支援を受けました。ネアンの場合は、イタリアのIOMから小規模起業支援金として5万バーツの資金をもらい、さらに出廷するための交通費として、タイ国社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局から2,000バーツを受け取りました。

被害者支援を行っている組織は存在しますが、問題は被害者側が支援組織の情報を持っていないということです。騙されて海外に行った被害者の中には、このような情報を事前に入手して渡航する人はほとんどいません。そのため、問題が発生すると、誰に支援を求めればいいのか分からないという状況に直面します。例えば、ナーは、日本にいたとき情報のアクセスが制限されていたため、IOMが日本で30年以上も活動していることを知りませんでした。

さらに、この本に協力してくれた被害者全員が、被害者は法律や支援提供先、訴追の過程に係る知識が乏しく、弁護士を雇うお金もないため、NGOからの支援なしには加害者の訴追は無理に等しいと言っています。

女性財団は、加害者が訴追の過程で上手く乗り切れるよう法的支援も提供していますが、人身取引被害者に降りかかってくる様々な障害を克服するのは容易なことではありません。女性財団の支援にも関わらず、フォンの事件のように、敗訴してしまう場合もあります。フォンは、現地でたくさん証拠があったにも関わらず、タイの司法制度が不十分で、自分でフォローしなければならなかったといいます。訴訟プロセスの初めから終わりまで、女性財団が支援してくれたことを幸運に思うと言っています。

フォンは、被害者が新しい人生をスタートできるよう、被害者支援に関わる全ての組織に支援の質と効率性をあげてほしいと願っています。また、フォンは、法律の専門家や有識者に、加害者に逃げ道を与えるような法の抜け穴を特定し、塞いでほしいと願っています。さらに、人身取引被害者

の事件を担当する公設弁護人にも、加害者がお金を払って雇う弁護士と同じように熱心に事件に当たってほしいと願っています。

3.4 司法制度にかかる考察

裁判における長い苦勞の末、グロイは自分が裁判官であったならば、加害者に保釈の許可など絶対に与えなかったと述べています。フォンは、非人道的な罪を犯した加害者への刑罰をもっと重くすべきだと述べています。フォンの事件は関係省庁間の調整不足により長期化したので、フォンは、政府担当官はもっと献身的に人身取引被害者の支援に当たるべきだと述べています。

この本に協力した被害者全員が、それぞれの事件の加害者が法による正当な裁きを受けなかったと感じており、司法プロセスの結果に失望しています。勝訴した場合でも、被害者が費やした時間、労力、費用にも関わらず、損害賠償金が全く支払われていません。被害者の中には、努力が報われなかったため告訴したことを後悔している人もいます。一方で、自分の権利のために闘い続けてきたことを証明できたと嬉しく感じている被害者もいます。

司法プロセスは、人々に正義をもたらすために存在するものです。人身取引は犯罪です。つまり、公共の秩序を守るために訴追されるべきものです。司法プロセスが効果的に加害者を処罰し、実質的に被害者を救済することができていないとすれば、それは、公共の秩序を保つための機能を果たせていないこととなります。

ナーは、裁判の結果に満足していますが、その過程で失った時間のことを考えると裁判をやった甲斐がなかったと思っています。ナーの事件の加害者は減刑を受けました。ナーは、減刑制度は犯罪者に同じ罪を繰り返させる動機を与えてしまうと述べています。ナーは、法の執行がより効果的に行われることを切に願っており、裁判官は、加害者が第三者に資産を譲渡しないように訴訟の開始段階から資産を差し押さえておくべきだと提案しています。「加害者は自由自在に行動し、快適に暮らしています。法制度の不備のために、私たちはどうすることもできないのです」

タイ政府は 2008 年に人身取引対策法を制定しましたが、人身取引被害者の身体的・精神的リハビリと加害者訴追にかかる支援はまだ不十分です。人身取引は、多額の収益を生むビジネスで、有能な弁護士さえ雇えば加害者は罪を逃れることができます。加害者に対する処罰が甘いままであれば、被害者は増える一方です。

人身取引被害者にとって心の支えはとても重要です。ナーは、告訴した当初、ひどく孤独でした。話を聞いてくれる人、相談に乗ってくれる人、勇気付けてくれる人、出廷するときに同行してくれる人、そういった人がいなかったら絶望し、裁判を諦めていたでしょう。現在、女性財団をはじめとす

るNGOが出廷準備を含み様々な支援をしていますが、活動資金を確保できなくなったら、こういった支援も継続できなくなります。そのため、政府は人身取引被害者の支援の提供に中心的な役割を果たすべきなのです。

タイ国人身取引対策法に基づいて、支援実施機関と人身取引対策基金が設置されました。しかし、同基金には、申請者は、タイ国家警察の人身取引犯罪取締司令部に告訴し、被害者だと認定してもらった必要があるとの条件があり、それが被害者にとって基金にアクセスする上での大きな障害になっています。

この給付条件は、訴追を望まない被害者が基金にアクセスできる道を閉ざしてしまっています。被害者が訴追を望まない理由は、加害者による報復を恐れている、家族との平穏な生活を保つため海外での辛い経験を知られたくないなど様々です。また、時間がかかる司法プロセスを信頼せず、訴訟で闘うお金も持たない被害者が公正な判決を受けられるかどうか疑っている被害者もいます。

また、例えば被害者が告訴をしたとしても、警察が人身取引の実態や被害者支援について十分に理解していなければ、「支援金を受給できる」といった被害者の権利が侵害されることになりかねません。そのため、人身取引に関係する課題や被害者支援プロセスを理解し、被害者に対する先入観や偏見をなくすために、警察に対する訓練が必要です。被害者が受けられる支援は、担当官の個人的な価値観などに左右されるべきではありません。

国境を越えた人身取引問題を解決するためには、国際的な協力も必要です。それがなければ、国内法に基づいた罪から逃れるために、海外に逃亡した加害者を取り締まることができません。加害者で国外逃亡したローズはタイとカンボジアの国境及びタイとラオスの国境の町で、自分の子どもたちと会っているという情報が入っています。ローズに対しては 2009 年に裁判所が懲役を言い渡していますが、未だに警察はローズの身柄を拘束できていません。

政府の支援には、現実に即さない受給条件が課されている場合もあります。例えば、交通費の支援を受けるためには三等列車を使わなければならない、また交通費を申請できるのは 2 回までという条件があります。訴追プロセスは判決が出るまで平均して 5 年以上かかるため、この条件は現実に即していません。また、一回の移動につき、滞在日数に関わらず食事代は 150 バーツしか支給されません。グロイは、担当官に費用の申請が頻繁すぎると文句を言われました。ダオとネアンも書類をもらうために連絡したり、申請の進捗を知りたくて電話したりしても、担当官は非協力的でした。このような適切ではない条件や担当官の非協力的な対応に直面し、被害者の多くは支援機関に対し失望し、我慢が尽き、悪い印象を持ててしまいます。

被害者の心のケアは重要な支援の一つです。人身取引被害者となった女性は人生で最悪な出来事を経験したため、再びたくましく生きるための支援が必要です。女性財団の支援を受け、カウンセリングや精神科医による心のケアを受けている被害者もいます。

身体面のケアも心のケアと同様に大切に、被害者に対して十分な支援がなされるべきです。グロイは子宮に重い疾患を抱えており、定期的に医者診察を受ける必要がありました。しかし、この疾患には、タイ政府が発行している国民皆保険証「ゴールドカード」は使えませんでした。また、社会開発・人間安全保障省からは、1回につきたった2,000バーツの支援金をもらえるのみで、申請できる回数も制限されています。

タイ政府は、人身取引被害者が法の下で守られるために包括的な支援を実施しているとは到底言えません。その結果、本来政府が行うべきことを、NGOなどの民間組織が肩代わりをしています。必要な法律と政策は存在しているため、効果的な法執行、法の抜け穴を塞ぐための法制度の整備、草の根レベルから高官レベルまでの汚職防止に取り組むべきなのです。人身取引に特化した法令があっても、有効に執行されなければ、社会のために何の役にも立たず、人身取引加害者の効果的な取締りには至らないのです。

第4章 提言

多くのタイ人が、海外で働くことはお金が稼げて、よりよい未来を手にするための手段だと信じています。同じ村の人が海外へ働きに行つてたくさん仕送りをし、その家族の生活がよくなるのを目の当たりにしているため、海外に行ける人たちは皆、幸運で必ずお金持ちになると思っています。人身取引の被害に遭つたタイ人が海外でどのような目に遭っているか、ほとんど知られていません。この本に協力してくれた被害者たちの様に、何とか難を逃れた被害者ばかりではありません。売春宿から救出されなかつたり、命を失うほど暴行を受けたり、厳しい生活環境から重い病気に罹ってしまう被害者もいます。そのため、安全かつ合法的な海外就労について啓発を行うことが必要です。きちんとした啓発がなされれば、海外で働くことを望むタイ人が人身取引の被害に陥ることを防止することができ、不幸にも人身取引の被害に遭つたとしても、どこに助けを求めればいいのかといった知識を人びとが身につけることができます。

オーは、言います。「海外に行くことはすばらしいことだと思う人が多くいます。海外に行けば生活が良くなると皆が思っています。海外では労働力を提供するだけだと思っている人が多く、強制売春について知らない人が多いのです。人身取引の被害者になってしまった後では、『海外に行く前に売春させられるなんて知らなかった』と言っても誰も信じてくれないのです」。そのため、例え身近な人や信頼できそうな人に紹介された仕事でも、海外に行く前に、紹介された仕事を実際に存在していて、合法的な雇用手続きを踏んでいるのかどうか確認するべきです。海外に行く前と決心する前に、十分に情報を得ておくことが重要です。

現在、タイ政府やNGOなどが人身取引についてタイの一般の人たちに知ってもらうように、啓発活動を実施しています。例えば、女性財団はタイに帰還した人身取引被害者による被害者支援グループ LOL と協働して、タイ国内の海外出稼ぎが多い地域へ出向いて、人身取引に係る啓発活動を実施しています。グロイもメンバーの一人として、自分の経験をもとに、海外出稼ぎが多い地域の高校生に対して人身取引のリスクを伝えています。グロイは自分の事件が公正な裁きを受けられなかったと感じていますが、他の人が自分と同じようなひどい目に遭わないように、自分の経験を伝えていきたいと語っています。

タイのNGO ミラー財団によると、タイ政府は、2010年から2011年の初めにかけて、海外への出稼ぎが多い地域で、310万1010人以上の人たちを対象に人身取引に関する啓発活動を実施しました。さらに、労働者の権利と人身取引についても、210万1010人の被雇用者を対象に啓発活動を実施したと報告しています。また、タイ国社会開発・人間安全保障省は、2011年に「タイ国人身取引防止撲滅使命宣言」というイベントを各地で開催しました。その目的は、タイの人身取引対策の推進及び各地における意識の向上、モニタリング及び予防活動の強化でした。これらの取り組みは、タイ政府が人身取引対策の重要性を認識している姿勢を示したもので、よい兆しだと言え

ます。

しかし、人身取引を防止するには、啓発活動の実施だけでは効果が不十分です。厳しい処罰を以て、加害者を取り締まらなければ、人身取引が撲滅されることはありません。加害者は、法執行から逃れるよう常に新しい手段を編み出しているため、タイ政府は、人身取引の取り締まりや被害者の支援の仕方を常に見直していかなければなりません。人身取引との闘いは大きなチャレンジで、多岐にわたる関係者の協力が不可欠です。

ミラー財団 人身取引対策センターが作成した 2011 年度の年次人身取引報告書は、タイの人身取引対策における深刻な課題の一つは、警察が人身取引に直接的に関与し、あるいは便宜を図っていることだと述べています。報告書の中で、捜査中の 2 つの事件が取り上げられており、佐官ランクの警察官を含む 4 人の警察官が人身取引に関与した疑惑があると述べられています。報告書が作成された時点では、これら 2 つの事件に対してまだ判決が言い渡されておらず、4 人の警察官は処分も受けていませんでした。報告書では、警察による汚職が蔓延しており、人身取引の横行を助長する環境が作り出されていると述べられています。2011 年には、人身取引、強制売春、外国人労働者の強制労働に関連する警察の汚職が何件も報告されました。売春宿、風俗店、水産物加工工場、搾取的な工場などに捜索や監査が入らないように、便宜を図る警察官がいると、信頼できる情報筋から報告が入っています。汚職問題は地方の警察に限ったことではありません。中央レベルの警察官も自分の管轄の土地で、人身取引加害者に便宜を図るケースがあることが知られています。

この本の執筆に協力してくれた被害者から、正義を勝ち取るために闘ってきた被害者の代表として、以下の提言が挙げられています。

支援担当者の能力向上と適切な法執行のための人材整備

担当官は、海外で就労した女性は皆、自発的に売春したわけではないという認識を持つべきです。また、人身取引被害者は軽率だという偏見もなくすべきです。被害者に対する否定的な思い込みをなくすことによって、より公平に被害者の対応ができるようになります。さらに、政府機関の担当官は、人身取引の状況について定期的に情報を更新することに努め、被害者への支援の仕方が被害者の権利を侵害し、心の傷を深くさせるものとならないように、研修を受ける必要があります。

タイ国刑事手続法第 133 条には、「性犯罪において、被害者が女性の場合は、被害者が同意した場合あるいはその他の適切な事由があった場合を除き、女性捜査官が取り調べを行うこととする。被害者が同意した旨、事由があった旨を記録すること。また、被害者は取り調べの際、いかなる

人物の立会いも要請することができる」と定められています。しかし、タイでは、女性捜査官の数がまだまだ少ないため、この条項の施行を難しくしています。従って、タイ国家警察は、法律に遵守した対応ができるよう、人材のギャップを埋める方策を取るべきです。

関係機関間の連携・調整の強化

人身取引は麻薬売買と同様に、国内外の犯罪組織が関わる犯罪であるため、徹底的な取り締りが不可欠です。現在、タイの様々な関係省庁において人身取引対策を専門とする部署が立ち上げられ、専門官が配置されています。例えば、社会開発・人間安全保障省は、社会開発福祉局の下に人身取引対策部を設置すると共に、省庁直属の組織として人身取引防止撲滅対策本部（NOCTH）を設けています。検察庁には、国際的人身取引事件対策センターが置かれ、タイ国家警察の下には、人身取引犯罪取締司令部が置かれています。しかし、これらの機関間の連携と情報共有が課題であり、さらに、人身取引に関係する労働や移住問題を担当する機関との連携も十分に取られなければなりません。

司法プロセスの改善

民事訴訟を通して賠償金請求を行うことは、複雑で煩雑な手続きを伴うため、支援機関によるサポートがなければ、被害者にとって大きな負担となります。被害者の中には、自分に賠償金を請求する権利があることすら知らない人もいます。タイ国人身取引対策法には、検察官が刑事事件と同時に、被害者のために損害賠償金を請求しなければならないと定められています。しかし、被害者に代わって賠償金請求を行う支援はまだ十分とはいえません。従って、人身取引課題とその対策のための施策や法制度について、政府機関やNGOなど民間組織の担当者の知識を強化し能力を向上する必要があります。

✓ 被害者への損害賠償

人身取引加害者が罪から逃れて、被害者に対して損害賠償金を支払おうとしない場合は、加害者の資産を差し押さえると共に、加害者の保証金及び保釈金の一部を使って損害賠償金の支払いに充てるなど、被害者が賠償金を確実に受け取れるように対策を講じるべきです。

✓ 訴追の迅速化

訴追の長期化は、被害者の社会復帰にとって大きな阻害要因になります。ナーの訴訟は、最初の告訴から既に 11 年も経っており、未だに最高裁判所で懸案中です。グロイとノックユンの訴訟は 7 年目に入っています。一審判決で加害者のローズに対し有罪が言い渡されましたが、ローズは弁護士を立てて控訴しており、さらにローズ自身は国外に逃亡中です。

「訴追の迅速化を望みます。

例え、訴訟期間の短縮が 5 年程度だったとしても、現状に比べれば大きな進展です。

訴訟期間が長ければ長いほど、被害者にとって大きなストレスになるのです」

✓ 国際協力の必要性

被害者に対する搾取は受入国で発生していることが多いため、国際協力は、国境を越えた人身取引事件の被害者支援において肝心な要素です。多くの事件で、被害者は受入国でも加害者を告訴していますが、受入国とタイの連携がないために、証拠が転送されないことがしばしば起こっています。フォンの事件がその一例で、受入国のバーレーンで加害者を告訴したにも関わらず、二国間の連絡・調整がなかったため、タイに証拠が転送されず、「決定的な証拠の欠如」との理由でタイの裁判所から訴訟が却下されてしまいました。

タイ政府は、国外に逃亡した人身取引加害者を本国送還させ法の裁きを受けさせるために、受入国との連携構築により積極的な方策を講じるべきです。それは、判決が机上の空論で終わらないように、本当の意味の正義を実現させるために重要なのです。

「関係機関からの支援が効率的になることを望みます。
裁判所が判決を下しても、判決内容が執行されないのであれば、
それは机上の空論で終わってしまいます」

「どうすれば、被害者が確実に損害賠償をしてもらえるのでしょうか。
家族や隣近所との関係も悪化しています。
周囲の人は私が裁判に勝った意味など理解してくれません。

ブローカーが事件から7年経った今でも何の責任も取られず、自由に生活しているからです」

加害者の訴追を望む被害者のために

訴追を望むのであれば、法的支援を実施する支援機関に相談すべきです。受入国において訴追する場合は特にそうです。これらの機関は法律や訴訟の進め方について専門知識を持ち、被害者支援の経験も豊富なため、被害者に対し訴追を進めるための助言をしてくれます。訴追を決断する前に、訴訟プロセスについて十分に情報を得ておく必要があります。さらに、訴訟にかかる時間や費用を賄う覚悟はできているか、自分の望む裁判結果にならない可能性が認識できているかなどを十分に考慮し判断する必要があります。裁判で勝つ見込み、あるいは損害賠償金をもらう見込みがまったくないというわけではありませんが、訴追の過程は容易なものではなく、長期化することを予め理解しておかなければなりません。また、新しい人生をスタートするために、就業のための支援金など金銭的な支援を受けられる権利について知っておく必要があります。

人身取引の被害を受け、受入国にまだ留まっている人のために

自分が人身取引被害者だと思ったら、できるだけ証拠をたくさん集めておくことです。売春宿から救出されたら、国際移住機関(IOM)、タイ大使館、警察やタイにいる家族・親戚に連絡して、この本の付属資料3にある関係機関から支援を受けられるように調整してもらってください。また、受入国で発行された警察調書や渡航書類、その他加害者の情報が記載されている書類を全て取っておくべきです。一度タイに帰国してしまえば、証拠の取りつけが困難になるので、タイに帰還する際に持ち帰ることができよう、可能であれば、全ての書類のコピーを取っておくべきです。また、警察やタイ大使館に保護されたら、売春宿に戻って働かないかという誘いや脅しに惑わされないことです。

海外での就労を目指す人たちのために

- 1) 合法的に海外で就労する方法は、5つあります。
 - 1.1) タイ政府に登録された斡旋会社を通じた就労
 - 1.2) タイ国労働省 雇用局を通じた就労
 - 1.3) 就労者と海外の雇用主との間の直接契約による就労
 - 1.4) タイの雇用者を通じた海外勤務
 - 1.5) タイの雇用者を通じた海外研修
- 2) 署名前に、契約書やその他関係書類をよく読み、契約書の内容と合意事項を理解しておく必要があります。契約書は常に携帯し、契約書の写しを信頼できる人に渡して保管しておいてもらいましょう。
- 3) 渡航費が請求された場合、銀行口座への振り込みという方法を選ぶべきです。銀行から発行される振込証明書や領収書を証拠として保管しておくことです。渡航日が確定するまで、支払いを行ってはいけません。
- 4) パスポートの作成やビザの申請は、自分で行うべきです。タイ国外務省領事部パスポート発行課の規則によると、パスポート作成には申請者の指紋のスキャンが必要となるため、パスポートの作成は申請者本人にしかできません。パスポートの作成を代行してくれると言われたら、まずは疑うことです。また、国によってはビザ申請を第三者が代行できることになっていますが、自分で手続きをすれば、書類上の情報に間違いがないか確認することができます。
- 5) 渡航先の国に関する情報を入手しておくべきです。特に、警察署やタイ大使館、国際移住機関(IOM)、海外タイ労働者支援センター、タイ人協会やグループ、タイのお寺などの電話番号を控えておくべきです。
- 6) 渡航する前に、タイ労働省雇用局あるいは県雇用事務所を訪問し、渡航前のオリエンテーションを受けておくべきです。海外就労に関わる情報や役に立つ資料をもらうことができます。
- 7) タイ労働省雇用局から紹介された仕事を選ぶべきです。決断する前に、就労場所や就労条件など、仕事についてできる限りの情報を集めておくべきです。斡旋会社を通じて就労する場合、雇用局に連絡して、実際にそういう会社が存在し、約束されたポストに対し求人が出されてい

るかどうか、調べてもらう必要があります。担当官がコンピューターで情報を迅速に確認してくれます。

最後に

人身取引問題の解決には、社会全体が一丸となり協力することが欠かせません。国民は、自分や家族を人身取引のリスクから守るために、海外就労について正しく理解し、適切な行動を取らなければなりません。政府機関の担当官は、被害者を支援し、加害者を処罰するために、関連する法律を理解し、自らの職務に懸命に当たる必要があります。人身取引被害者を嘲ったり、軽蔑したりせずに、被害者に新しい人生をスタートする機会を与えていくことも求められます。

付属資料1: タイ人女性被害者による被害者支援グループ:Live Our Lives (LOL)の紹介

LOLの発足

人間は、誰でもよりよい仕事に就いて高い収入を得るチャンスを望むはずです。特に、十分な教育を受ける機会に恵まれず、タイでの就職機会が限られている女性たちは、海外での出稼ぎを通して、子どもや家族のためにお金を稼いで、借金を返し、家や車などを購入してよりよい生活ができるようになりたいと強く望みます。しかし、海外に出稼ぎに行った皆が、望んでいたような成功を手にするわけではありません。搾取されたり、ブローカーに騙されたり、海外で辛い経験をする女性は少なくありません。タイに戻れなくなるような状況に陥る人もいます。また、莫大な借金を抱えて、敗れた夢と共に故郷に戻る人たちもいます。

こういった人身取引の被害を受けた女性たちは、海外からタイに戻ってきた時、生活再建に向けての支援や勇気付けを必要とします。しかし、収入も得られなかった上に、借金を抱えてタイに戻ってきた女性たちにとって、生活を再建することは容易なことではありません。政府機関やNGOの支援があっても、新しい人生をスタートすることは非常に難しいことです。中には、どういった支援を受けられるのかよく知らず、自分に起こったことを公にしたいと思わず、誰の支援も求めず、自分自身で何とかして立ち直ろうとする女性たちもいます。

第一ステップ:女性財団との協働

女性財団は、家庭内暴力やその他の人権侵害を受けた女性や子どもに対する支援を行っているタイの民間団体です。国境を超えた女性や子どもの人身取引の問題に焦点を当て、財団設立間もない1984年から、「女性情報センター」として、海外での就労を望むタイ人女性が人身取引の被害に陥らないように情報の発信を行ってきました。女性や子どもの問題を解決して行こうと、地方において一般の人たちを対象に啓発活動も実施しています。

女性財団は、人身取引問題が深刻化し複雑化してきていることを受けて、人身取引の防止と取締りのためには、人身取引被害者である当事者の女性たちが参画することが重要だと認識し、2006年にタイ国社会福祉・人間安全保障省 社会開発福祉局 人身取引対策部の支援を受けて、帰国した女性たちによる初めての会合を実施しました。人にあれこれ批判されない雰囲気の中で、仲間に会い、経験を打ち明けあったことで、女性たちは、構造上の男女差別のために、自分に起こったことは他の多くの女性にも起こっていることに気づき、人身取引被害者としての権利についても学ぶことができました。

この会合がきっかけとなり、参加した女性たちは Live Our Lives(LOL)という被害者による被害者支援グループを結成しました。LOLは、お互いを勇気付け、最近帰国した被害者に対して新しい人生をスタートするための役立つ情報提供や支援をしています。また、安全な海外出稼ぎを勧め

るための啓発活動も実施しています。LOL のメンバーの一人は、LOL の活動をこう表現しています。「LOL のメンバーは、命も危なくなるほどの困難を乗り越えて、闘い続けてきた女性たちで、自分の経験を伝えることで、仲間を勇気付け、人身取引の被害をなくそうという志を持っています。自分たちの経験を伝えていくことは、LOL の使命です」

LOL は女性財団と共に、「女性情報センター」を運営してきました。「女性情報センター」は、2007年から2008年まで国際労働機関(ILO)の資金支援を受け、海外から帰国したタイ人女性のネットワーク作りを支援し、海外での就労を望むタイ人女性や最近帰国した女性たちに対して情報提供や相談サービスを行いました。LOL メンバーは、自分たちが人身取引被害者として正義を求めて闘ってきた経験を活かし、理解と共感を持って、センターを訪れる被害者の相談に乗り、支援を行いました。

被害者による被害者支援ネットワークの強化

「女性情報センター」の活動は、被害者同士の横の連携を強め、LOL メンバーを増やし、ネットワークの強化に貢献しました。センターの活動の一環として、国内視察ツアー、海外視察ツアー、新しいLOLメンバーの歓迎イベント、LOLメンバー間の情報共有ツールとしてのニュースレターの発行・配布などを行いました。

被害者の社会復帰を支援するネットワークとして

女性財団は、LOL が被害者に効果的な支援を実施し、まだ支援を受けていない被害者にも支援の手を伸ばすことができる可能性に着目し、LOL の能力強化を目指して「人身取引被害者による社会復帰・自立支援モデル構築活動」を実施しました。同活動は、国際協力機構(JICA)と人身取引対策部(BATWC)の支援を受け、2010年4月から2012年3月まで実施されました。

LOL は、人身取引被害者の権利を保護するための以下の活動を実施しています。

- ✓労働搾取被害者に対する支援
- ✓性的搾取被害者に対する支援
- ✓海外就労準備のための情報提供
- ✓カウンセリングスキル研修と人身取引対策法に関わる研修
- ✓最近タイに帰還した被害者に対する家庭訪問、会合に参加できないメンバーに対する家庭訪問
- ✓小規模起業支援金の提供と職業訓練
- ✓県社会開発・人間安全保障事務所が運営する子どもと家族のためのシェルターや他の政府機関と協力して、人身取引を防止するための海外出稼ぎに係る情報発信・啓発イベントの開催
- ✓地元の演劇グループの支援を受け、演劇スキル研修の実施(演劇はLOLメンバーの心のケアプロセスの一環です)

13 人の被害者が初めて集まり LOL を立ち上げてから、6 年が経過しました。今日、LOL は 95 人のメンバーを抱えるまでに成長し、メンバー同士が支え合って前進を続けています。LOL は、いつでも新メンバーを歓迎しています。メンバーは皆さんと共に心温まる友情を築いてきています。ご興味のある方は下記の連絡先までご連絡ください。

Live Our Lives (LOL)

電話番号: +66- 2-433-5149, +66-2-435-1246

事務所(仮): 295 Jaransanitwong 62, Soi Wat Paorohit,

Bangkok Noi, Bangkok 10700, Thailand

付属資料 2: 活動写真

写真 1

2012年1月に、タイ北部のピサヌローク県で、LOLメンバーが集まって、人身取引の防止を目指した「安全な海外出稼ぎキャンペーン」を実施しました。同キャンペーンは、県社会開発・人間安全保障事務所が運営する子どもと家族のためのシェルターと共同で実施しました。キャンペーンで、LOLメンバーは自らの経験を共有し、人身取引のリスクから身を守る情報の周知に努めました。

写真 2

2011年8月に、東北地方出身のLOLグループメンバーが、タイ東北部シーサケット県の社会開発・人間安全保障事務所と共同で、反人身取引キャンペーンを実施しました。写真は、地元の女性グループが、LOLのバナーを持ってキャンペーンに参加した様子です。

写真 3

2012年1月、LOLメンバーは、ピサヌローク県の高校を訪れ、生徒たちに対し人身取引のリスクを伝えるセミナーを実施し、その後、生徒たちと意見交換を行いました。写真は、生徒たちがグループワークで、自分の地域で見られる海外への出稼ぎ状況について話し合った様子です。

写真 4

2012年1月、ピサヌローク県の高校でセミナーを実施した後、参加した生徒たちと集合写真を撮りました。

写真 5

2011年9月、地元の演劇グループの支援を受けて、LOLメンバーに対する演劇スキル研修を実施しました。写真は、メンバーたちが演劇スキルを使って、自分たちに起こった人身取引の経験を劇で表現しようと練習している様子です。

写真 6

2012年1月、LOLメンバーは、ピサヌローク県の高校生に対して、身近に起こりうる人身取引のリスクを伝える劇を披露し、注意を喚起しました。劇のあらすじは、インターネットでヨーロッパ人男性と知り合ったタイの高校生の女の子が、騙されてヨーロッパに連れていかれ売春をさせられそうになるというものです。

写真 7

LOLは人身取引の被害者が会って話し合う場所、サポートし合う場所、勇気付け合う場所を提供しています。それぞれ生活する場所は離れていても、心はいつも一緒です。LOLは私たちにとって

第二の故郷です。

写真 8

LOL メンバーの心は一つです。それぞれが様々な経験を経てきましたが、LOL はメンバーが好きなように泣いたり、笑ったりできる場所です。LOL には、メンバーの人生についてあれこれ言って決め付ける様な人は誰もいません。メンバーの人生を決めるのはメンバー自身なのです。LOL メンバーは出会って、生きる力を蓄えて、一緒に前進していきます。

付属資料 3: 人身取引被害者支援を実施するタイ政府機関及び民間団体一覧

人身取引被害者の権利

皆さんは人身取引という言葉をはじめて聞いたかもしれません。人身取引とは、現代の奴隷取引とも言える深刻な人権侵害です。自分でもよく分からない巨額な借金の返済のために騙されて海外に行き、売春を強要されたり、休暇や賃金の支払いなしで奴隷のように労働を強制されたり、監禁されたり、暴行を受けたり、非人間的な扱いを受けた場合、それは人身取引の被害者になったということです。人身取引の被害者は、下記に挙げられている政府機関や民間団体から様々な支援を受ける権利があります。また、身の安全や秘密保守に配慮したサービス、法的支援、損害賠償、心身のケア、新しい人生をスタートするためのエンパワーメントなどの支援を受ける権利があります。

(1) 法的支援

被害者は、自分を騙したブローカーや受入国で売春や労働を強いた加害者を相手に告訴することができます。下記の機関から法律相談や法的支援を受けることができます。

1. 法律相談及び法的支援を実施するタイ政府機関

社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局 人身取引対策部 (Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children (BATWC), Department of Social Development and Welfare, Ministry of Social Development and Human Security)

電話番号: + 66-2-659-6161~9

タイ国家警察 中央捜査局 人身取引犯罪取締司令部 (Anti-Human Trafficking Division (AHTD), The Royal Thai Police)

電話番号: 1191(タイ国内のみ)

法務省 自由権利保護局 (Rights and Liberties Protection Department, Ministry of Justice)

電話番号: + 66-2-141-2900, + 66-2-141-2905~14

労働者のためのホットライン (Labor Hotline)

電話番号: 1506 (タイ国内のみ)

労働省 労働保護福祉局 (Department of Labor Protection and Welfare, Ministry of Labor)

電話番号: + 66-2-245-4310~2, + 66-2-245-4314

法務省 刑事事件被害者及び被告人のための金銭的支援事務局 (Office of Financial Assistance for the Injured Person and the Accused in Criminal Cases, Ministry of Justice)

電話番号: + 66-2-141-2838~62

2. 法律相談及び法的支援を実施するタイの民間団体

女性財団 (Foundation for Women)

電話番号: + 66-2-433-5149

女性の友財団 (Friends of Women)

電話番号: + 66-2-513-1001

弁護士協会 (Lawyers' Council)

電話番号: + 66-2-629-1430 内線番号: 111,148

子どもの搾取撲滅財団 (The Fight Against Child Exploitation Foundation (FACE))

電話番号: + 66-2-509-5782

タイ北部人身取引対策調整ユニット (Anti-TIP Coordinating Unit for the Upper North Region (TRAFCORD))

電話番号: + 66-53-112-643~4

(2) 心のケア

人身取引被害者として海外で辛い経験をした人は、自分の問題を他人に打ち明けることができず、一人で問題を抱え込んでしまいます。多くの人は、不安やプレッシャーを感じたり、自信をなくしたり、神経過敏になったりします。生きがいを感じなくなったり、失望したりします。また、不眠、頭痛、ストレスで苦しむ人もいます。自殺を考える人もいます。心のケアをしないままほっておくと、情緒不安定になったり、うつ病になったり、健康を大きく害することがあります。

心のケアは、まず信頼できる人に話を聞いてもらうことです。親しい友人にも打ち明ける心の準備ができていないと思ったら、匿名の電話相談サービスを受けることができます。下記の団体の職員は、秘密を遵守し、話を一生懸命聞いてアドバイスをしてくれます。

電話相談サービスを提供しているタイの民間団体

ホットライン財団 (Hotline Foundation)

電話番号 : +66-2-276-2950~1,
+66-2-277-7699, +66-2-277-8811
(月~土 08:30~18:00)

女性の友財団 (Friends of Woman Foundation)

電話番号 : +66-2-513-1001
(月~金 09:00~17:00)

女性財団 (FFW: Foundation for Women)

電話番号 : +66-2-433-5149,
+66-2-435-1246
(月~金 09:00~17:00)

LOL (Live Our Lives: 人身取引被害者による被害者支援グループ)

(FFW へご連絡下さい)
電話番号 : +66-2-435-1246

移住女性労働者セルフエンパワーメントプログラム (Self- Empowerment Program of Migrant Women (SEPOM))

電話番号 : +66-53-756-411 (24 時間)

ガニットナリーセンター／緊急シェルター (Kanitnaree Center/ Emergency Shelter)

電話番号 : +66-2-929-2222 (24 時間)

(3) 被害者の保護・支援を実施する機関

1. タイ政府機関

社会開発・人間安全保障省 社会開発福祉局 人身取引対策部 (Bureau of Anti-Trafficking in Women and Children (BATWC), Department of Social Development and Welfare, Ministry of Social Development and Human Security)

電話番号 : + 66-2-659-6161~9

所在地: 1034, Krungkasem Road, Pom Prap Sattruphai District, Bangkok 10100

人身取引課題にかかるタイ政府の調整機関として、人身取引被害者の保護と支援を担い、被害者による加害者訴追への支援も行っています。具体的には、長期及び短期シェルターの提供、損害賠償金請求、職業訓練や教育支援、出身国への安全な帰還などの支援を実施しています。

タイ国家警察 中央捜査局 人身取引犯罪取締司令部 (Anti-Human Trafficking Division, The Royal Thai Police)

電話番号: 1191 (タイ国内のみ), + 66-2-511-0731, + 66-2-511-0724

所在地: Phahonyothin Road, Chomphon Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900

法の執行機関として、人身取引及び労働詐欺の防止、取締り、捜査を行っています。人権を守り、国内及び国際平和と秩序を保つため、国内だけでなく、他国の法執行機関や民間セクター、国際機関と連携しています。

法務省 自由権利保護局 (Rights and Liberties Protection Department, Ministry of Justice)

電話番号: + 66-2-141-2900, +66-2-141-2905~14

所在地: Government Complex, Ratchaburi Direkrit Building A, 120 Moo 3, Chaengwattana Road, Thung Song Hong Sub-district, Laksi District, Bangkok 10210

法務省に属したサービスセンターとして、司法プロセスで不当な扱いを受けた人たちから苦情を受け付け、相談サービスや法的支援を実施しています。

労働省 労働保護福祉局 (Department of Labor Protection and Welfare, Ministry of Labor)

電話番号: + 66-2-245-4310~2, + 66-2-245-4314

所在地: Mit Maitri Road, Dindaeng Sub-district, Dindaeng District, Bangkok 10400

雇用者と被雇用者との間の労働争議の調停を行い、正規労働者及び非正規労働者の労働の権利と利益、法で約束された生活水準が確保されるように支援を行っています。

2. タイの民間団体

弁護士協会 (Lawyers' Council)

電話番号: + 66-2-629-1430 **内線番号:** 111,148

所在地: 7/89 Building 10, Ratchadamnoen Klang Road, Bowon Niwet Sub-district, Phra Nakhon District, Bangkok 10200

法律相談サービスの提供や弁護士を雇う財力のない人に公設弁護士を派遣する専門家団体です。協会が支援することになれば、弁護士費用あるいはその他の費用を払う必要はありません。バンコク以外に住んでいる人は、各県の裁判所で弁護士協会からの支援を要請することができます。

す。

子どもの搾取撲滅財団 (The Fight Against Child Exploitation Foundation (FACE))

電話番号: + 66-2-509-5782

連絡先: Postbox 128, Klong Chan, Bangkok 10240

政府機関及び民間団体と連携しながら、子どもと女性の人身取引事件や性的虐待事件に対し法的支援を実施しているNGOです。

子ども権利保護財団 (The Center for the Protection of Children's Rights Foundation)

電話番号: + 66-2-412-1196, + 66-2-412-0739

所在地: 979 Soi Wat Diduad, Charansanitwong 12, Thaphra Sub-district, Bangkok Yai District, Bangkok 10600

虐待を受けたり、売春や重労働を強制されている新生児から 18 歳までの子どもを対象に支援を実施しているNGOです。

女性の友財団 (Friends of Women Foundation)

電話番号: + 66-2-513-1001

所在地: 386/61-62 Soi Ratchadaphisek 42, Ratchadaphisek Road, Latyao Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900

売春を強制された女性に対して、政府機関と連携して、相談サービスや支援を行っているNGOです。

女性財団 (FFW: Foundation for Women)

電話番号: + 66-2-433-5149, + 66-2-435-1246

所在地: 295 Charansanitwong 62, Soi Wat Paorohit, Bangkok Noi, Bangkok 10700

人身取引の被害に遭った女性や子どもに対して、国内外の政府機関及び民間団体と連携し、支援を実施しているNGOです。具体的には、空港の出迎え、短期シェルターの提供、法律相談、奨学金や就業を支援する資金への申請支援を行っています。さらに、海外から帰還したタイ人女性被害者への支援として、被害者が集まり、勇気付けあい、助け合うための集いの場を提供しています。

LOL (Live Our Lives)

電話番号: + 66-2-433-5149, + 66-2-435-1246

所在地(仮): 295 Charansanitwong 62, Soi Wat Paorohit, Bangkok Noi, Bangkok 10700

アジア、ヨーロッパ、アフリカなどで人身取引の被害に遭い、タイに帰還した女性たちで結成された人身取引被害者による被害者支援グループです。LOL グループメンバーはタイ全国に居住してい

て、帰還した被害者が一人で苦しまなくてもいいように、勇気付けて支援し、支援提供先についての情報提供も行っています。

移住女性労働者セルフエンパワーメントプログラム (Self- Empowerment Program of Migrant Women (SEPOM))

電話番号:+ 66 -53-756-411

所在地: 129 Moo 3, Rim Kok Sub-district, Muang District, Chiang Rai 57000

人身取引被害者も含む、日本で就労して帰国した女性たちによる自助グループです。日本で就労して故郷に戻って暮らしている女性を対象に、心身のリハビリやエンパワーメント活動を実施し、社会復帰を促しています。さらに、様々な問題を抱えるタイ人と日本人の間に生まれた子どもたちに対しても支援を実施しています。

タイ北部人身取引対策調整ユニット (Anti-Trafficking Coordination Unit Northern Thailand (TRAFCORD))

電話番号:+ 66-53-112-643~4

所在地: Chiang Mai Provincial Administrative Center, 5th Floor, Chotana Road, Chang Puek Sub-district, Muang District, Chiang Mai 50300

人身取引被害者に保護・支援を提供するために、政府機関と民間団体の調整役を務める団体です。活動エリアは北部 9 県、すなわち、メーホンソン県、チェンマイ県、チェンライ県、パヤオ県、ランブーン県、ランパーン県、プレー県、ナーン県、ターク県を対象としています。

ミラー財団 人身取引対策センター (The Anti-Trafficking in Persons Center, The Mirror Foundation)

電話番号:+ 66-2-941-4194~5 内線番号:104

所在地: 8/12 Soi Viphavadi 44, Viphavadi Rangsit Road, Latyao Sub-district, Chatuchak District, Bangkok 10900

人身取引事件の受付、被害者支援の調整を行っています。また、人身取引問題に関わる情報収集、情報発信を実施し、人身取引問題の解決を政策レベルで働きかけています。

付属資料 4: 女性財団及び LOL による出版物

1. 「人身取引: 概念、仕組みと課題」(Trafficking in Persons, Concept, Machinery and Challenge)

発行: 2006 年(タイ語のみ)

120 ページ 定価 150 バーツ

本書の中では以下のテーマを扱っています。人身取引と売春に関わる論争／移住、人身取引と不法入国の関連性／女性財団の活動経験から得た教訓、実施と課題を含む人身取引問題を根絶するための仕組み

2. 「人権の実践: 人身取引の被害に遭った女性と子どもを支援するためのガイドブック」

人身取引対策グローバルアライアンス(GAATW)による「Human Rights in Practice: A Guide to Assist Trafficked Women and Children」のタイ語訳

発行: 2010 年

148 ページ 定価 250 バーツ

本書では以下のテーマを扱っています。人身取引の概念／女性を対象とした人身取引と人権侵害／支援対象者へのアクセス／捜査と緊急支援／法律と訴追手続き／シェルターの運営／健康面の課題／帰還と社会復帰／人生の再スタート／調査、情報収集と記録／予防活動と情報発信を通じた啓発活動／変化を促す啓発活動／商業的性産業で働く子どもと女性

3. 「ヨーロッパで就労するタイ人労働者のためのガイドブック」(Thai Worker to Europe)

発行: 2010 年(タイ語のみ)

114 ページ

ヨーロッパでの就労を望むタイ人、特にタイ人女性のために安全な海外就労を実現するために必要な情報を集めた小冊子です。同冊子は、注意事項、ブローカーをはじめとする加害者が使う手口、労働環境、賃金、ヨーロッパにおけるタイ人労働者の生活に関する情報を収録しています。

4. 「夢を求めて 人身取引被害者の思い」(Shattered Dreams)

発行: 2009 年(タイ語、英語、日本語)

99 ページ

海外で人身取引の被害に遭うという苦しい経験を耐えた、3 人のタイ人女性の経験談を綴った小冊子です。彼女たちは、騙されて海外に連れて行かれ、生涯自分たちが関わることはないと思っていた仕事「売春」を強要されてしまいました。運命に身をゆだねることなく、絶対に諦めないとの思いを胸に、3 人は売春宿から逃れ、正義を求めるために加害者を訴追する決心をしました。

5. 「バーレーンで破れた夢(VCD)」(Shattered Dreams in Bahrain)

作成:2011年(タイ語のみ)

15分間

バーレーンに騙されて連れて行かれ、思いもしていなかった過酷な経験をしたタイ人女性の闘いを記録したVCDです。彼女は、人身取引という苦難を生き延び、新しい人生をスタートしたばかりです。

付属資料 5: 女性財団(Foundation For Women)の紹介

女性財団は女性と子どもの人権の促進を目的とする民間団体です。問題を抱える女性と子どもに支援を実施しています。さらに、家庭内暴力、性暴力など、現代社会において女性が直面する問題について啓発活動も実施しています。

女性財団は 1987 年に NGO として登録申請を行い、2005 年に NGO 第 605 号として認可されました。

沿革

1984 年 3 月に「女性情報センター」という女性のための小規模プロジェクトが誕生しました。海外就労を希望する女性が騙されて売春に携わることがないように正しい情報提供を目的としていました。さらに、様々な職種の女性向けに教材も作成しました。

目的

1. 生活が困難で脆弱な女性に対して支援を実施すること
2. 様々な職種の女性向けに教育を実施し、教材を作成すること
3. 国際連合の条約に示された女性の権利を促進すること
4. 女性に関連する研究・情報発信、女性の能力強化のためのプロジェクトを実施すること
5. 消費者、マスコミの権利を促進すること、公益のためにマスコミを活用すること
6. 他の公益団体と連携をとること

現在、女性財団は以下の女性及び子ども支援プロジェクトを実施しています。

1. 夫による虐待、レイプ、猥せつ、国内外での強制売春、望まない妊娠などの性差による暴力を受けた女性を対象とする支援プロジェクトを実施しています。相談サービス、訴追、シェルターの手配、治療に関わる支援を実施しています。
2. 2008 年にタイ国ターク県メーソット郡にミャンマー人女性と子どものためのシェルターを開設しました。人身取引犯に騙される危険性が高い女性と子どもを受け入れており、訴追、本国送還、社会復帰などの保護・支援を実施しています。女性と子どもが安全に帰還できるように調整し、さらに、自立支援活動も実施しています。
3. 子どもを含む外国人労働者権利保護プロジェクトを実施しています。
女性財団は 10 年以上に渡って、入国管理局と連携し、外国人女性に対して支援を実施しています。外国人女性と子どものほとんどはタイで搾取され、人身取引被害者になったミャンマー人、ラオス人、カンボジア人です。女性財団はこういった女性と子どもに対して、緊急支援を実施しています。さらに、監禁されている人がいるという情報が入れれば、警察と調整を行い、救助後のケアも行っています。さらに、女性財団はタイの法律に基づいた権利について、ラオ

ス語、ミャンマー語、カンボジア語で配布資料を作成しています。女性と子どもを法律で定められた公的保護施設に移動させる際の支援も行っています。被害者たちが人身取引犯の訴追を希望する場合、法的支援も実施しています。

女性財団は 2006 年から現在まで人身取引被害者による被害者支援グループ Live Our Lives (LOL)をサポートし、心のケアやエンパワーメント活動を実施しています。さらに、人身取引被害者が損賠賠償を受けられるように、加害者訴追プロセスをサポートしています。現在、LOL メンバーは 95 人います。他の女性が自分たちと同じ状況に陥らないように予防・防止活動を実施しています。例えば、海外就労における注意事項や就労情報を提供しています。さらに、人身取引の被害に遭った女性が、辛い経験を乗り越え、普通に生活できるように、精神面のサポートも実施しています。

女性財団の活動への支援として、皆様からの寄付を受け付けております。

1. 小切手または郵便為替

‘Foundation for Women’ Post Box 47 Bangkok Noi, Bangkok 10700

2. 銀行振込

Kasikorn Thai Bank, Sathorn Branch 普通預金口座番号:038-2-18085-2

口座名義: ‘Foundation for Women’

お振込後、女性財団までFAXにて振込票を送付くだされば、領収書を発行し、郵送させていただきます。

FAX番号: +66-2-434-6774

正義とは何か、誰か知っているの？

例を挙げて、教えてほしい

裁判所の審理の結果、手に入れたのは2枚の紙だけ

ブローカーはまだ自由の身のまま

正義とは何か、知りたい

世の中に存在するの？

それとも、それは判決文が書かれた紙のこと？

それで終わりなのかしら

エイ／LOLメンバー